宜 議 第 ５ ８ ４ 号
令 和 ２ 年 ３ 月 ２ ６ 日

議 長
上地　安之　殿

経済建設常任委員会
委員長　　宮城　克

委員会審査結果について（報告）

第４２５回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第２９条の規定により、その結果を報告いたします。

１．委員会活動

期　間 期　日	会　議 月　日	備考
令和２年 ３月４日	令和２年 ３月４日	議案第２９号、議案第２６号、議案第２７号、議案第２８号、議案第３号、議案第６号
令和２年 ３月５日	令和２年 ３月５日	請願第６号、議案第９号、議案第１０号、議案第１３号、議案第１４号、議案第１５号、議案第２２号
令和２年 ３月６日	令和２年 ３月６日	陳情第３１号、陳情第９号、陳情第１５号、議案第２２号、議案第３号、議案第６号、議案第９号、議案第１０号、議案第１３号、議案第１４号、議案第１５号、議案第２６号、議案第２７号、議案第２８号、議案第２９号、請願第６号、陳情第９号、陳情第１５号、陳情第３１号
会議日数 ３日間		

２．会議事項

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第３号	令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）	令和２年３月３日	令和２年３月６日	原案可決
議案第６号	令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）	令和２年３月３日	令和２年３月６日	原案可決
議案第９号	令和２年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算	令和２年３月３日	令和２年３月６日	原案可決
議案第１０号	令和２年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算	令和２年３月３日	令和２年３月６日	原案可決
議案第１３号	令和２年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算	令和２年３月３日	令和２年３月６日	原案可決
議案第１４号	令和２年度宜野湾市水道事業会計予算	令和２年３月３日	令和２年３月６日	原案可決
議案第１５号	令和２年度宜野湾市下水道事業会計予算	令和２年３月３日	令和２年３月６日	原案可決
議案第２２号	宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例について	令和２年３月３日	令和２年３月６日	原案可決
議案第２６号	令和２年度西普天間住宅地区造成工事（３工区）請負契約について	令和２年３月３日	令和２年３月６日	同意
議案第２７号	令和２年度西普天間住宅地区造成工事（１工区）請負契約について	令和２年３月３日	令和２年３月６日	同意
議案第２８号	令和２年度西普天間住宅地区造成工事（２工区）請負契約について	令和２年３月３日	令和２年３月６日	同意
議案第２９号	市道の認定について	令和２年３月３日	令和２年３月６日	原案可決
請願第６号	宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願	令和元年12月６日	―	継続審査

陳　　情 第　９　号	比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情	平成 30 年 12 月６日	―	継　　続 審　　査
陳　　情 第１５号	公契約条例の制定を求める陳情	令 和 元 年 ６月 10 日	―	継　　続 審　　査
陳　　情 第３１号	公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情	令和２年 ３月３日	―	継　　続 審　　査

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日　　令和２年３月４日（水）　１日目

午前１０時０２分　開会
午後　３時３４分　散会

○場　　所　　第２常任委員会室

○出席委員（７名）

委員長	宮城　克	副委員長	米須清正
委員	濱元朝晴	委員	宮城　司
委員	又吉　亮	委員	上里広幸
委員	伊佐哲雄		

○欠席委員（１名）

委員	真喜志晃一

○説明員（１１名）

建設部次長	新垣　勉	土木課土木管理係長	喜納　理
土木課土木二係長	武島祐文	市街地整備課課長	比嘉　徹
市街地整備課計画係長	永山拓朗	市街地整備課工事係長	上原　力
市街地整備課主任主事	伊佐真也	市街地整備課主査	ウィリアムス千景
総務部次長	泉川幹夫	契約検査課課長	高江洲強
契約検査課契約係長	松川奈津子		

○参考人（０名）

○議会事務局職員出席者

議事担当主査	大城　拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

（１）議案第２９号　市道の認定について

（２）議案第２６号　令和２年度西普天間住宅地区造成工事（３工区）請負契約について

（３）議案第２７号　令和２年度西普天間住宅地区造成工事（１工区）請負契約について

（４）議案第２８号　令和２年度西普天間住宅地区造成工事（２工区）請負契約について

（５）議案第　３号　令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）

（６）議案第　６号　令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）

第４２５回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和２年３月４日（水）第１日目

○**宮城克　委員長**　おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

（開会時刻　午前１０時０２分）

【議題】

議案第２９号　市道の認定について

～質疑・答弁～

○**宮城克　委員長**　議案第29号　市道の認定についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

○**宮城克　委員長**　休憩いたします。（午前１０時０５分）※現場視察を行う。

○**宮城克　委員長**　再開いたします。（午前１１時３５分）

【議題】

議案第２９号　市道の認定について

～質疑・答弁～

○**宮城司　委員**　周辺まちづくり事業のこの普天間１区とあと真栄原の件でちょっとお願いしたいのですが、周辺まちづくり事業ということは、この周辺というのは基地周辺まちづくりということで、例えば真栄原の場合も、この交流拠点施設をつくるためにそういった市道認定が必要だということで理解してよろしいのですか。

○**宮城克　委員長**　建設部次長。

○**建設部次長**　この周辺というのは基地の周辺ということでおっしゃるとおりでございます。このまちづくり事業を進める中で、先ほど現場でも説明しているのですけれども、県道34号線から交流拠点施設まで、交通量が増えるということがありますので、この拠点施設をつくるためにはそこを市道認定して道路として整備していく必要があるということでございます。

○**宮城克　委員長**　宮城司委員。
○**宮城司　委員**　ということは、例えば普天間で用地買収、この立ち退き料とか、あるいは道の買上げとか、こういうのもこのまちづくり事業の財源は防衛予算でということで理解してよろしいのですか。
○**宮城克　委員長**　建設部次長。
○**建設部次長**　これも先ほど現場のほうで説明しているのですが、普天間はまちづくり事業で１本になるのですけれども、市道真栄原54号については、民生安定施設整備道路事業であるということ、周辺の道路については、まちづくり事業の一つとして進めていく。
○**宮城克　委員長**　宮城司委員。
○**宮城司　委員**　55号は。
○**宮城克　委員長**　建設部次長。
○**建設部次長**　55号もです。
○**宮城司　委員**　ということは、だから防衛予算でこれが全部できていくということで理解してよろしいわけですか。
○**宮城克　委員長**　建設部次長。
○**建設部次長**　そのとおりでございます。
○**宮城克　委員長**　ほかにございませんでしょうか。
　宮城司委員。
○**宮城司　委員**　今言う立ち退きという予算というのは、総額でどれぐらいになるのかというのは出ているのでしょうか。
○**宮城克　委員長**　建設部次長。
○**建設部次長**　このまちづくり事業については、企画部のほうで予算化しているものですから、ちょっと手元のほうに資料を持っていないので、総事業費については資料としては手持ちにございません。
　道路については総事業費が真栄原54号は7.5億円という概算です。このまちづくり事業全体の予算としては、こちらのほうでは把握しておりません。
○**宮城克　委員長**　宮城司委員。
○**宮城司　委員**　54号が。
○**宮城克　委員長**　建設部次長。
○**建設部次長**　54号が7.5億円。ここは建設部のほうで予算化している部分ですから、そこは把握できているのですけれども、真栄原とか普天間の全体的な事業費というのは、手持ち資料として持っていないということです。
○**宮城克　委員長**　宮城司委員。
○**宮城司　委員**　立ち退きとかそういうのは建設部の範疇ではないということか。

○**宮城克　委員長**　建設部次長。

○**建設部次長**　そうです。予算的には企画部のほうで予算化しています。

○**宮城克　委員長**　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　我如古線についてちょっと、先ほど視察の中で、既にできている道路で、これはいつ市道認定してもいいみたいな説明あったのですけれども、この道路はいつできたのか。そして、この市道認定されるまでの間は、例えば固定資産税とか、そこら辺はどうなっているのかというのをちょっと説明してもらいたいのですが。

○**宮城克　委員長**　建設部次長。

○**建設部次長**　道路としては整備されていません。区画整理事業としてですね。道路としての現況がありませんので、固定資産税とかそういうのはありません。あと、我如古40号、41号は、平成28年度繰越しと平成29年度繰越しでできていると、我如古42号については平成30年度の繰越し事業ということで、平成30年度で完了ということです。

　その都度、本来やっていく必要があるとは思うのですけれども、ただ何路線も区画整理事業のほうにあるものですから、毎回やるという形をとるよりは、ある程度できてまとめたほうがいいのかというふうに判断して、今回３路線まとめてあるということです。

○**宮城克　委員長**　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　我如古ですと、区画整理内ではまだ認定されていない市道も多々あるというのは理解してよろしいのですか。

○**宮城克　委員長**　建設部次長。

○**建設部次長**　一部できているところもあるのですけれども、起点・終点がまだ終わっていないとか、そういったのがあるものですから、ある程度、もう起点・終点ができてからやるところがありますので、やっぱりまだ市道認定されていないところはあります。

○**宮城克　委員長**　ほかにございませんでしょうか。

　伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄　委員**　真栄原55号についてちょっとお伺いしたいのですけれども、幅員が６メートルということで、ぐるっと１周回るような感じで470メートルということなのですけれども、この道路は歩道とかそういうのは整備予定入っているのですか。

○**宮城克　委員長**　建設部次長。

○**建設部次長**　真栄原55号については歩道なしで、54号は片側歩道になっています。

○**宮城克　委員長**　伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄 委員**　交流拠点施設ということで、具体的にはまだ用途というのは決まっていなかったのですか。
○**宮城克 委員長**　建設部次長。
○**建設部次長**　嘉数にある保健相談センターとか、あと社協ですか、そういった施設が来る予定なのです。
○**宮城克 委員長**　伊佐哲雄委員。
○**伊佐哲雄 委員**　そういったいわゆる健康拠点と言っていいかどうかわかりませんけれども、地域の皆様方の健康増進ということを考えたときに、これ１周470メートルというのは、割かしウオーキングコースになるのかなと、近くに比屋良川公園はあることはあるのですが、やっぱり右側に、すぐそこに静かな環境の中で、朝ウオーキングができる環境であれば、市民の皆様方の健康増進というふうなことを考えるときに有効かと思うのですけれども、今歩道がないというふうなことでありますけれども、それはどうしてそういう設計になったのか説明願えますか。
○**宮城克 委員長**　建設部次長。
○**建設部次長**　ここは、県道34号線から施設までは歩道があります。その周辺については、この施設敷地内はかなり広いスペースになっておりますので、歩道をつくって、ここを散策という形ではちょっと計画しておりません。中のほうで十分スペースとしては歩けるスペースがあるというふうに考えておりますので、交通上も、駐車場も設けておりますので、施設の中では、だからここは交通量が、全部が全部１周するという形にはならないと思うのですけれども、駐車場も現在、先ほど一部外れているところがございましたが、そこの反対側の配置で一応計画していますので、車がそこまで行くことはないだろうというふうに考えております。道路を大きくする必要性が実際はないだろうというふうに考えております。
○**宮城克 委員長**　伊佐哲雄委員。
○**伊佐哲雄 委員**　要は、さっきウオーキングという話をしましたけれども、車と人が同じ道を通行するというのは、やっぱりそれなりの危険が伴うわけです。今、施設の中とおっしゃいましたけれども、施設の中に朝早く人が入って、そこで運動するとかというのは多分できないのかなと思うのですけれども、要はどうせつくるのだから、１メートルでも２メートルでも人が安全に歩行できる、470メートルの外周があるというのがちょっと魅力に感じていて、であれば、その設計の段階からそういった健康ということをキーワードで考えたときには、これは有効に活用できるのではないかなというふうに、多分市民もそう思うと思うのです。その辺のところをどうしてそこまで、費用的にそんなに大きな費用にはならないのではないかなと思うのですけれども、

今、次長がおっしゃっているのは、車の交通量少ないから、それは人が歩いていても差し支えないものだよというような考えなのですか。

○**宮城克　委員長**　建設部次長。

○**建設部次長**　交通量が少ないということではなくて、この施設の周辺で十分車と歩行者はもう分けられるというふうに一応考えておりますので、あえて拡幅して道路をつくるというよりは、費用も考えると、そこは６メートルあれば、車の処理は十分だというふうに考えています。

○**宮城克　委員長**　又吉亮委員。

○**又吉亮　委員**　今の話もちょっと聞きながら、僕先ほど現場で見てきたのですけれども、確かに外周がウオーキングコースという考え方もできるのですけれども、あのイメージパースがあれば、少しまたイメージもしやすくなるのかなと思うので、これもまた普天間のものと同様に、イメージパースを頂きたいなというのと、あとこの普天間の市道認定なのですけれども、なぜこれを市道認定しなければならないのかという理由を教えていただきたいなと思います。

○**宮城克　委員長**　建設部次長。

○**建設部次長**　道路を市道認定することによって、税控除とかの法的根拠になるということで、市道認定するということと、あとこの真栄原のイメージパースなのですけれども、これは周辺まちづくりの実施計画の概要版なのですけれども、恐らく資料としてはあったと思うのですけれども、こういった形で、ちょっと小さいのですけれども、緑の配置されているイメージはありますので、これぐらいしか手元にはないのですけれども、企画部のほうにちょっと確認して、もしパースがあるのであれば提供したいと思います。

○**宮城克　委員長**　又吉亮委員。

○**又吉亮　委員**　先ほどの現場に貼られていたイメージパースはないのですか。

○**宮城克　委員長**　建設部次長。

○**建設部次長**　あれは多分企画部がやっていると思いますので、データとしてあるかどうか確認してみます。

○**宮城克　委員長**　又吉亮委員。

○**又吉亮　委員**　向こうにはこれが貼られていました、普天間には。真栄原の現場に貼られていたものが、こういう同じような感じだったので、見やすいかなと。

○**宮城克　委員長**　建設部次長。

○**建設部次長**　実は、僕らもあっちに貼られているのが分からなくて、あれば向こうで説明すればよかったかなと思ったのですけれども。

○**宮城克　委員長**　濱元朝晴委員。

○**濱元朝晴　委員**　１点だけ、先ほどの佐真下の区画整理地を見て、その我如古41号線の延長を見たのですが、我如古40号の延長が30メートルあります。その場合の前、後ろまで認定するときに、短い距離は何かＵターンするような回転広場とかありましたが、そこはつくらないでいいのか。

○**宮城克　委員長**　建設部次長。

○**建設部次長**　幅員が６メートル以上あれば、回転広場とかは必要ありません。

○**宮城克　委員長**　又吉亮委員。

○**又吉亮　委員**　すみません。もう一つ私、真栄原54号で８条、民生安定施設整備補助を使っての立ち退きだったりというようなところ、財源も含まれていますよね。では、この普天間のほうでは、なぜ８条、民生安定施設整備補助を使わずに、周辺まちづくり事業費としてやっているのか、ここの市道認定は８条、民生安定施設整備を使えなかったのかなという、その違いを教えてください。

○**宮城克　委員長**　建設部次長。

○**建設部次長**　54号については、避難路としての補助採択要件を満たしているという形になります。周辺については、そこが要件としては合致しないという中で、まちづくり事業のほうで進めたほうがいいということになりました。

○**宮城克　委員長**　濱元朝晴委員。

○**濱元朝晴　委員**　先ほどの我如古40号が行き止まりではなくて、その先の終点がありますよね。その後は、何か市の道路になっているのですか。

○**宮城克　委員長**　建設部次長。

○**建設部次長**　この一帯をちょっと区画整理地区外の開発で整備されている道路となっていまして、市道認定はされていません。

○**宮城克　委員長**　濱元朝晴委員。

○**濱元朝晴　委員**　というと、今から市道認定やるということで理解してよろしいですか。

○**宮城克　委員長**　建設部次長。

○**建設部次長**　開発道路の場合は、本来は市に無償譲渡で移管するとか、そういった手続が必要なのですけれども、昔のものであり、そういった手続がされていないところもあって、そういった場合は、市のほうでは管理できないものですから、市道認定はしていないという形になります。

　先ほどの真栄原もそういう形で、道路としては開発でやっているのですけれども、当時、市道認定をされていないものですから、今回市道認定をして整備するということです。

○**宮城克　委員長**　ほかにございませんでしょうか。

　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　今の我如古40号の回転道路にしなくていいというのは、６メートルだからやらないという答弁なのだけれども、これは要はつながっているからやらなくていいのではないのか。

○**宮城克　委員長**　建設部次長。

○**建設部次長**　道路としては現況としてはありますけれども、本来もし行き止まりだったら、回転広場必要かといったら、６メートルあれば必要ないということです。

○**宮城克　委員長**　審査中の議案第29号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○**宮城克　委員長**　休憩いたします。（午後０時００分）

○**宮城克　委員長**　再開いたします。（午後０時００分）

○**宮城克　委員長**　午前の会議はこれで終わり、午後は２時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午後０時００分）

◆午後の会議◆

○**宮城克　委員長**　再開いたします。（午後２時０２分）

これより午後の会議を進めてまいります。

○**宮城克　委員長**　休憩いたします。（午後２時０２分）※一括審議について

○**宮城克　委員長**　再開いたします。（午後２時０２分）　諮る

【議題】

議案第２６号　令和２年度西普天間住宅地区造成工事（３工区）請負契約について

議案第２７号　令和２年度西普天間住宅地区造成工事（１工区）請負契約について

議案第２８号　令和２年度西普天間住宅地区造成工事（２工区）請負契約について

～質疑・答弁～

○**宮城克　委員長**　議案第26号　令和２年度西普天間住宅地区造成工事（３工区）請負契約について、議案第27号　令和２年度西普天間住宅地区造成工事（１工区）請負契約について、議案第28号　令和２年度西普天間住宅地区造成工事（工区）請負契約について、以上３件を一括して議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

では、この３件について説明いただきたいと思います。総務部次長。

（執行部説明省略）

○**宮城克　委員長**　ありがとうございました。

○**宮城克　委員長**　休憩いたします。（午後２時１２分）

○**宮城克　委員長**　再開いたします。（午後２時１２分）

○**宮城克　委員長**　質疑があれば、委員の皆さん、挙手にてよろしくお願いします。伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄　委員**　一括して審議入ったわけですけれども、請負契約金額で見ると、３工区出そろって、１工区、２工区合わせた金額は大きいものになっておりますけれども、この１、２、３別々に請負契約をするそもそもの理由をお答えいただけますか。まとめてやるというような方法もあると思うのですけれども、分けてやるというふうな理由が多分あると思うのですけれども、御説明をお願いします。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　今の御質疑についてお答えします。本来なら、おっしゃるように１工区で発注してもよいのですけれども、何せ全社に、宜野湾市の企業のために入札の回数を増やすという意味合いから、今回の大きな、約10億円の事業を３工区に分けて、その３工区の中で区分割は若干額が大きめとというのは、ちょっと作業の観点から線引きした際の価格となっております。そういう観点から、今回、Ａランク12社とＢランク12社の24社の構成員でもって、それで３工区に分けた発注の経緯がございます。以上が説明となります。

○**宮城克　委員長**　伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄　委員**　これは、これまでも事業所の育成ですか、多くの企業に、あるいはＪＶにそういった仕事が回るようにということで、それは評価したいと思います。

これは、当然今までも過去の歴史の中でやってきたことかというようなことについてお伺いしたい。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　今回、土木工事では多分恐らくこれが初めてです。本来、建築関係だと、今言った構成員とか含めた形、今西普天間住宅地区とか、そういった規模の大きい委託等も含めて、そういった今、ＪＶ方式で入札に取りかかっている状況でございます。以上が内容でございます。

○**宮城克　委員長**　伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄　委員**　造成工事というか、例えば想像するに、土地がでこぼこになっているのを例えば平たんにしたりとか、そういったことなのかと思っていますけれども、ちょっと特徴的なところを含めて御説明をお願いします。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　今回は、おっしゃられるように、西普天間住宅地区の沖縄健康医療拠点、今資料をお渡ししている琉大予定地区に、令和２年12月に琉大建設の着手予定がございまして、先にこの部分の切り土を掘削する形で、土工事で、大体平均５メートルほどの掘削を行って、その掘削をやりつつ、また盛土をしながらの土工工事の内容になっております。

　この土工工事する際には、工種として、まず赤土対策工事ということで池をつくります。掘削してですね。その池をつくった上で、切り土の土工事に入っていく形で、全てこの工種に関しては、土の切り土、盛土の事業となります。

○**宮城克　委員長**　ほかに。又吉亮委員。

○**又吉亮　委員**　先ほど３つに分けることで多くの業者さんにこの宜野湾市の工事に入ってもらいたいということなのですけれども、３工区が１工区と２工区の約倍あるではないですか、なぜ３工区がこのエリアなのか、それをまた半分に割って４工区にしなかったのか。もしくはこの３工区でまとめてやらなければならない理由があったのか伺いたい。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　本来、実質は、今３工区の規模の範囲と、建物の建築着手、琉大の建築着手予定のエリアの区分分けによって、そこを重点的に線引きを入れながらの工区分けという形になっているのが現状です。

　基本的に、この３工区もしくは５工区がいいのではないかという形になると、どうしても相当の重機とダンプ等があるものですから、その最小限の区分分けで安全を守りつつということでの３工区がベターという形の考え方により、今回の３工区分けで発注している状況でございます。

○**宮城克　委員長**　濱元朝晴委員。

○**濱元朝晴　委員**　今の３工区に一応分かれているということでお聞きしましたが、入札の方法として、今見たら、３工区から先にやって、次は１工区、

２工区という形で見積りしたのか、それを一応確認したい。

○**宮城克　委員長**　契約検査課長。

○**契約検査課長**　まず、今回の３工区については、宜野湾市競争入札取り抜け方式の要綱のほうを活用しています。設計金額が高い順に入札を行っております。初めに、この５億円余りのあった３工区から入札を行って、その次に１工区２億4,050万円、最後に２工区の２億1,000万円、その順番で入札を行っております。以上です。

○**宮城克　委員長**　濱元朝晴委員。

○**濱元朝晴　委員**　それによって３工区は沢建設が落札して、次に入札するときは、落札したところは参加しないという形で考えていますか。

○**宮城克　委員長**　契約検査課長。

○**契約検査課長**　委員がおっしゃるとおり、要綱の中で、先に落札した業者は失格となっております。この議案書にあるように、49ページとか、下から２番目の沢建設・新洋重機で、そこは先に落札をしたために失格になっております。

○**宮城克　委員長**　濱元朝晴委員。

○**濱元朝晴　委員**　それからしたら、２工区はもう２社失格ということでよろしいということで一応伺いました。

それと、入札した金額のほうが最低制限価格とほとんど近いのですが、その辺を素人から見たら、すごい値段が近いかなと、そういうふうに思いますけれども、その辺はどんな感じですか。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　今回、先ほどの説明の中でありましたように、特に工種自体が本来重機ダンプ運搬という形の観点から、やっぱり業者としては競争した経緯が見えます。そういう形でやっぱりこういった大規模な土いじりの場合には、そういった利益等も含めてという形から、競争性を持つこの工事発注だと認識しております。

○**宮城克　委員長**　契約検査課長。

○**契約検査課長**　あと、もう一点、資料の44ページのほう、無効となっているのが２社ございます。こちらについては、最低制限を下回ったため、失格になっておりますので、それを省いた次の業者が落札となっております。

以上です。

○**宮城克　委員長**　濱元朝晴委員。

○**濱元朝晴　委員**　工区のことはこの図で分かりました。本工事をするために、道というか、道路が必要だと思いますが、これはもうできているのですか。この工事するためには差し支えないのですか。そこまでに、工事現場に行く

道というか。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　基本的には、今現在、これは将来、区画整理の道路を描いています。今回、作業する際は、もちろん県道から入るという、このエリア内で掘削をしながら仮設の道路的扱いで使いながら、施工を行っていく状況で、現時点では、道路という道路の形はございません。あくまでもこのエリアに土を落として、盛土をしながらという形での今回の造成工事となっております。

○**宮城克　委員長**　米須清正委員。

○**米須清正　委員**　54ページかな、今回入札された企業なのですけれども、光南建設さん、それから川橋建設さん、それから海邦造園さんが入っているのですが、これ造園関係の工事も入っているのですか、２工区は。

○**宮城克　委員長**　契約検査課長。

○**契約検査課長**　これに関しては、海邦造園さんは、名前はあくまでも造園なのですけれども、土木一式工事の登録がされております。その中での今Ａランク、Ｂランクの中で、海邦造園さんはＢランクの中に登録されていますので、その中での一応構成員で落札したという形になっています。

○**宮城克　委員長**　又吉亮委員。

○**又吉亮　委員**　この３工区、同日に入札されているのですけれども、時間見て、高い順から１時間置きに９時、10時、11時ということで入札日時なっているのですけれども、この参加される、入札される企業さんは、一番最初の入札が一番高い工事、２番目のものが、その順になっているものを把握した上でこの入札がされたのか、お聞かせください。

○**宮城克　委員長**　契約検査課長。

○**契約検査課長**　委員がおっしゃるように、今の本市の競争入札の取り抜け方式の要綱がございます。こちらのほうも公表のほうはしておりますので、その方にもまず高い順から入札を行う旨はお伝えをしておりますので、当然それは把握のほうはしていると思います。

○**宮城克　委員長**　又吉亮委員。

○**又吉亮　委員**　では、この入札の仕方なのですけれども、まず最初に、３工区をやる際に、３工区のものを、入札額を書いて入札して、それが終わった後に１工区のものをまた入札してとやったのですか。

○**宮城克　委員長**　契約検査課長。

○**契約検査課長**　委員がおっしゃるとおり、まずは１件１件入札して、落札者が決定して、その失格ありますので、その業者は除いて、また時間どおりにまた順次行っております。

○**宮城克　委員長**　又吉亮委員。

○**又吉亮　委員**　だとしたら、１工区、２番目の入札が終了した段階で、予定価格が２億1,900万円、最低制限価格が２億180万円となっているのですけれども、３番目の入札に、この２番目の価格よりも上回った額で入札している２億490万円とあるのですけれども、この企業体は、その高い順番になるとかと、要綱を先ほど公表しているとは言っていたのですけれども、それを把握せずにされたのか。それとも前もってもうこの額で行くよということが決まっているからやったのかという、その辺ちょっと、細かいですけれども、教えていただきたいです。

○**宮城克　委員長**　契約検査課長。

○**契約検査課長**　委員がおっしゃっているのは、２工区の丸内のほう。

○**宮城克　委員長**　又吉亮委員。

○**又吉亮　委員**　そうです。

○**宮城克　委員長**　契約検査課長。

○**契約検査課長**　金額のほうも高いもので、多分、予測ですが、その企業さんは取る意思がなかったのかなというふうには推測します。

○**又吉亮　委員**　そうです。

○**又吉亮　委員**　分かりました。

○**宮城克　委員長**　休憩いたします。（午後２時２５分）

○**宮城克　委員長**　再開いたします。（午後２時３０分）

○**宮城克　委員長**　質疑はもう十分やったと思いますので、そのまま進めましょう。

　では、審査中の議案第26号、議案第27号及び議案第28号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議ありませんので、さよう決定いたします。

○**宮城克　委員長**　休憩いたします。（午後２時３１分）

○**宮城克　委員長**　再開いたします。（午後２時３５分）

【議題】

議案第３号　令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）

～質疑・答弁～

○**宮城克　委員長**　次に、議案第３号　令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

では、説明のほうをよろしくお願いします。建設部次長。

（執行部説明省略）

○**宮城克　委員長**　ありがとうございました。

では、委員の皆様、質疑があれば挙手にてよろしくお願いします。濱元朝晴委員。

○**濱元朝晴　委員**　先ほど工事場所の地中から廃棄物が、6か所の地中から出て遅れたとのことだが、どういうふうな感じだったか。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　これは廃棄物とがらということなのですけれども、タイヤがらとかコンクリートがら、あるいはまた大きな庭石等、そういったがら等が掘削をすると出てきている状況がありまして、これは現時点でも掘りながら、土を入れ替えての造成という形で、今進捗を図っている状況でございます。

○**宮城克　委員長**　濱元朝晴委員。

○**濱元朝晴　委員**　そういうのが出たということは、前もって分からなくて、工事始めてから分かったということで理解してよろしいですか。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　どうしても擁壁工事とか、現場を着手する際に、掘削するとこういったがらが出てきた経緯がございます。その意味で、このエリアだけではなく、宅地をきれいにして、一応権利者へ返すというのが区画整理事業の趣旨になっているものですから、その範囲を調査する意味で、今現在進行している状況でございます。

○**宮城克　委員長**　ほかにございませんでしょうか。伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄　委員**　今のこの場所がピンポイントでどこかと今ちょっとよく分からないのですけれども、今言うタイヤが出てきたとか、コンクリートが出てきたということを聞いたときに、昔、そういう事業所が多分あったなと、早い話が自動車学校があったのだけれども、この場所かどうか分かりませんよ。タイヤってそんなにあちこちから出てくるようなものではないとは思うのです。もしかしたらそういうような影響が、別に責任云々ではなくて、かつてそういうような使い方がされていたところなのかなということをちょっ

とちらっと思ったものですから、その辺の情報とかというのはありますか。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　今、お手元にある令和２年２月末時点での工事の図の色塗りのほうで、おっしゃるように、ブルーで塗られているエリアがある程度、そこの部分を掘削すると、そういったタイヤがらとか、今言ったコンクリ等が一応出ている状況です。深さ的には２メートルぐらいまではそういったがら等がありまして、その部分を掘削して、一応撤去している状況がございます。

特にタイヤが相当あるわけではなくて、そういった一部分にタイヤとか、そういったがら等が含まれているという形です。

（「どの辺」という者あり）

○**市街地整備課長**　その上のほうに道路があるのが沖国大になります。ここのほうに、これの上のほうはアパートでラーメン屋さんがある。あれの隣の裏側という形になります。

○**宮城克　委員長**　建設部次長。

○**建設部次長**　ちょっと補足なのですけれども、この原因については、こちらでは把握できておりません。

（「どのくらいの量」という者あり）

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　今、10トンの20台ぐらい。というのは、土みたいに積み込みが密にできない分、そういったがらの大きさでそのまま搬出しながら処理している状況です。

実際、先ほど言った玉石とか、そういった石は無料で処分できるものですから、その廃材がらとか、そのためには、やっぱり搬出が、処分しないとちょっと費用が見えない部分があって、それが決まり次第、契約等含めて予算の執行を図るという形になります。

○**宮城克　委員長**　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　こっちはもともと、今区画整理しているのですけれども、もともと土地の地主というのがいると思うのですが、そういったのをやっぱり区画整理していく中で、市が負担していかないといけないのですか。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　本来、基本的には、ここの今換地でもらう場所が本人が現地換地であれば、そこまでは事業としてはやらないのですけれども、何せこの土地はもともとの地主がいて、そこから換地で、飛び換地という形で、ほかの方が来る形になっています。そういった経緯もあって、実質造成して引き渡しする際には、そういった面も含めて事業の中で処理をしないといけな

いという形の中から、事業費の分で一応処分という形になっています。

恐らく地主さんに聞いても分からないという形になってくるかとは思うのですけれども、そういった観点を含めて、今のところは整備して早期引き渡しを目標としているものですから、そういった形での手続上、事業でやらないといけないという観点から今着手している状況でございます。

○**宮城克　委員長**　では、審査中の議案第３号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○**宮城克　委員長**　休憩いたします。（午後３時００分）

○**宮城克　委員長**　再開いたします。（午後３時１０分）

【議題】

議案第６号　令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）

～質疑・答弁～

○**宮城克　委員長**　次に、議案第６号　令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

では、説明のほうをお願いします。建設部次長。

（執行部説明省略）

○**宮城克　委員長**　ありがとうございました。

では、委員の皆様、質疑があれば挙手にてよろしくお願いします。

上里広幸委員。

○**上里広幸　委員**　歳出のほうなのですけれども、７ページです。１款１項２目の建設事業費の跡地利用推進交付金の減額理由を教えてください。７ページです。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　１款１項２目の説明欄01の863万円の減についてなのですけれども、この減額理由といたしまして、グランドデザインという内閣府予算があるので、その予算の中で不動産鑑定予算と地下空洞調査業務予算ということで交付申請を当初予定しておりました。その中で、今回、この空洞調

査業務委託に関しては、ちょっと補助対象外と、ある意味区画整理事業の中での補助対象の業務ということから、今回このグランドデザインの補助が減になっている状況で、今回、この執行、交付決定を受けているものに対しては不動産鑑定料を頂いて執行している状況でございます。以上です。

○**宮城克　委員長**　ほかにございませんでしょうか。伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄　委員**　今、空洞調査とおっしゃいましたか。説明をお願いします。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　西普天間住宅地区の中には、やっぱりいろいろ事業での水と緑という形を掲げております。地下水等含めて、また文化財等含めた形の地下の空洞の調査という形で業務委託を、これは次年度の令和３年度を予定しているのですけれども……

（「令和２年度」という者あり）

○**市街地整備課長**　令和２年度の事業費を組んで委託調査を行う予定となっております。

○**宮城克　委員長**　伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄　委員**　要は、地下に空洞になっているような部分がある。これは、その後の、例えば建物を建てる際の強度に影響するとかというふうなところの中で、前もって調べているところが、建築物の設計の段階で役立つだろうというふうなことでの考えでよろしいのですか。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　そういった観点から一応予算を調査含めた形で、ある程度また水脈等も分かるのであれば、そういった水質の水脈等もデータを採用する形で、そういった中身で委託を発注するという考えをしております。

○**宮城克　委員長**　ほかにございませんか。伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄　委員**　さっき補助金の減額があったと、内示ですけれども、それについての理由というのは多分示せないのかなと思いますけれども、全般的に補助金って当初見込みよりほとんどの事業で減額されているというふうなのが、それが多分多いのだろうと思っていますが、減額される背景というか、原因というのがもし分かれば、ちょっと御説明をお願いできますか。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　本来、実質市の予算の積み上げの時期等にもよるものですけれども、本来そういった形で前年度の10月とかに積算しつつ、次年度の予算要求という形でやります。実質、その進捗を図りながら、国と詰める中で、本来この業務自体を取りやめたいとか、そういったので調整が入っていく形になります。そういった形からある意味、交付申請は先ほど言った不動産鑑定だけの申請をするとか、そういった中身も含めて減額理由という形で本来

はなってきます。

○宮城克 委員長　建設部次長。

○**建設部次長**　これは、ちょっと補足なのですけれども、恐らく伊佐委員がおっしゃっているのは、一括交付金の減額と同様な意味ですかということだと思うのですけれども、ここについては、また補助メニューがちょっと違いまして、これは特定事業推進費補助金という名目がついて、元の拠点返還の補助事業となります。これは、今減額しているのは、この委託料を予定していたのだけれども、これは補助金の対象ではないから、もう今回はやりませんよということでの減額ですので、あれみたいに切られたというわけではなく、あれは県のほうで内示出したりしますけれども、今回は、この委託はこの補助メニューではできないので、区画整理事業としてやってくださいということで、補助メニューから抜いて、本来の補助対象である委託料を計上したものですから、そこが減額になっているという形になります。

○**宮城克 委員長**　宮城司委員。

○**宮城司 委員**　今の説明で、地下調査というのは、グランドデザインには入らないよという国の考え方で交付金から外されたということで理解していいのですか。

○**宮城克 委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　本来、ハード交付金の中で、事業ができる分はその事業の中で業務委託をしなさいという形になっています。今回、この地下空洞調査、区画整理事業の中の補助対象になる業務委託という観点から、そこで補助金をもらって調査しなさいということになります。この区画整理事業のハードで見られない分をこのソフト事業とか、内閣府予算は手だてしますよというのが順番がある形になっています。今回は、区画整理事業の委託費の中で見られる調査業務になっているので、これは今言う内閣府予算のグランドデザインという予算では、ハードで見られているので、これでは見てはいけないですよということの線引きになっています。

○**宮城克 委員長**　宮城司委員。

○**宮城司 委員**　こういった事業の選定というのは、例えばグランドデザインの中では地下空洞調査というのは重要というところ、例えばやる前に、こういったのにはこれを使うとかというのを把握していると思うのです。それで、その指針によって進められているので、指針というのかな、進めていると思うのだけれども、そうではないのかな。

　例えば今のグランドデザインというのは、こんな事業は大丈夫というのはないのですか。

○**宮城克 委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　委員おっしゃるように、本来区画整理事業の調査費の中でどの程度、どういった業務まで見られるかというのが本来研究するべき場所ではあったのですけれども、今回、グランドデザインの中に不動産鑑定手数料というのはもちろんハードでは見られない委託となっているものですから、そこはグランドデザインで見ましょうと、そういう流れで進んだ経緯があって、そこに今、地下空洞調査が見られるのかなということで予算を当初、市の予算自体は上げていました。ただ、そういった整理をしていく中に、交付申請時期に、やっぱりこれは区画整理調査費の中で見られるという観点から、今回のグランドデザインの補助金申請からは抜いて、この不動産鑑定手数料の業務委託だけが交付決定という形のスケジュールになっている状況です。

○**宮城克　委員長**　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　この地下水系のこういった調査というのは今までやってきていますよね。それが今言うこのグランドデザインというか、最初の段階の中でできなくて、次の区画整理のハードのところかなというのが出ているのが、ちょっとあまりよく理解できないのだけれども。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　そもそも区画整理事業がハード事業に上がるのが事業認可をした後であれば、そういった委託費がつきますよと、事業認可をしないままでは何ら補助手だてがないと、部分に関してこういったグランドデザインとか、いろんなハードではなくてソフトとか、そういった予算を手だてしながら一応執行している状況でございます。

　今回、西普天間住宅地区は事業認可を受けて、区画整理事業で施行しますという認可を取ったものですから、その認可の中で補助メニューの中にそういった区画整理事業の調査委託費に項目があるものですから、そこで一応執行していくという形でなっています。

　区画整理事業外であれば、今言ったほかの補助金とかを活用しながらやっていく形になっています。

○**宮城克　委員長**　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　では、先ほど造成工事の話がありましたが、造成工事をやる前に、そういった地下空洞調査とかというのは入ってこないという、順番的に言えば、となってくるのか、この前、後ろで言えば。

○**宮城克　委員長**　計画係長。

○**計画係長**　補足なのですけれども、補助金、交付金って西普天間住宅地区は２種類あって、１つは、旧の跡地利用推進交付金、区画整理の補助金と２つあるのです。もともとは、この旧の跡地利用推進交付金で計上できるかなと調整したのですけれども、この地下空洞調査がそもそも区画整理の工事に必

要な調査なので、区画整理の補助金で見るべきではないかという議論になって、その結果、跡地利用推進交付金ではちょっと計上できないので、令和２年の区画整理の補助金でちょっと入れ直せということで今回減額になっております。その違いです。

○**宮城克　委員長**　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　今言う造成との補助は。

○**宮城克　委員長**　計画係長。

○**計画係長**　琉大の造成工事の箇所は、支障除去措置のときに大分掘り込んでいるので、もう空洞がないだろうという判断で、ここは要らないなとなったのでけれども、その周辺の住宅地はそこまでは掘り込んでなかったので、ここは地下空洞調査を念のため入れたほうがいいのではないかということで、令和２年に調査入れて、令和３年度以降の造成工事に反映させていく、そういった観点です。

○**宮城克　委員長**　それでは、審査中の議案第６号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○**宮城克　委員長**　休憩いたします。（午後３時２９分）

○**宮城克　委員長**　再開いたします。（午後３時３２分）

○**宮城克　委員長**　本日の会議はこの程度にとどめ、次回は３月５日午前10時から委員会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時刻　午後３時３４分）

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日　　令和２年３月５日（木）　２日目

午前１０時０５分　開議
午後　３時４９分　散会

○場　　所　　第２常任委員会室

○出席委員（８名）

委員長	宮城　克	副委員長	米須清正
委員	濱元朝晴	委員	宮城司
委員	又吉亮	委員	上里広幸
委員	真喜志晃一	委員	伊佐哲雄

○欠席委員（０名）

○参考人（７名）

参考人	高橋年男	参考人	赤嶺和伸
参考人	真壁朝昭	参考人	伊佐笑子
参考人	宮城善光	参考人	呉屋初子
参考人	浜田玲子		

○説明員（１４名）

建設部次長	新垣勉	市街地整備課課長	比嘉徹
市街地整備課計画係長	永山拓朗	市街地整備課工事係長	上原力
市街地整備課主任主事	伊佐真也	市街地整備課主査	ウィリアムス千景
上下水道局次長	石川康成	総務企画課課長	與那原類
水道施設課課長	高宮城淳	下水道施設課課長	呉屋武
総務企画課経理係長	喜友名達矢	市民経済部次長	伊佐英明
市民課課長	野村斉	市民課記録係長	比嘉祐子

○議会事務局職員出席者

議事担当主査	大城拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

（１）請願第　６号　宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願

（２）議案第　９号　令和２年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算

（３）議案第１０号　令和２年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算

（４）議案第１３号　令和２年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算

（５）議案第１４号　令和２年度宜野湾市水道事業会計予算

（６）議案第１５号　令和２年度宜野湾市下水道事業会計予算

（７）議案第２２号　宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例について

第４２５回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和２年３月５日（木）第２日目

○**宮城克　委員長**　おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第２日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻　午前１０時０５分）

【議題】

請願第　６号　宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願

○**宮城克　委員長**　参考人の出席要請についてお諮りをいたします。

請願第６号　宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願は、関係者から意見聴取を行うため、本日の委員会に出席要請をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○**宮城克　委員長**　休憩いたします。（午前１０時０８分）

○**宮城克　委員長**　再開いたします。（午前１０時０８分）

○**宮城克　委員長**　これより請願第６号　宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願を議題といたします。

本件の参考人として、飲み水の安全を求める宜野湾市民有志の会より、高橋年男さん外６名に御出席いただいております。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただきましてありがとうございます。

本委員会を代表して厚く御礼申し上げます。早速本件に対する説明を聴取して調査を進めていきたいと思います。

では、参考人の意見を簡潔に述べていただいた後に、委員からの質疑に答えていただくようお願いします。

それでは、御発言お願いします。

○**高橋年男　参考人**　おはようございます。佐真下に住んでおります高橋年男と申します。一応この会の取りまとめというか、連絡係みたいなことをさせていただいております。よろしくお願いします。

来ている会のメンバーですが、赤嶺和伸さん、それから真壁朝昭さん、呉

屋初子さん、宮城善光さん、伊佐笑子、浜田玲子さん、以上の７名で参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

請願の趣旨は、１枚の請願書で趣旨も以前から伝わっていると存じますので、この請願の下のほうの１、２、３というところだけ読み上げさせてください。

今、有機フッ素化合物が水道水に混入している問題、どれほど混入があるのかという事実をやっぱりきちんと把握するためにも、水質検査の実施をぜひ実現していただきたい。

それから、２番目は、私たち自身、議員の皆さんもそうですが、自分たちが今どういう有機フッ素化合物によって被害が及ぶのかどうか、それを事実を事実として知るためにも、血中濃度の測定というのを、今ＰＣＲの検査なども保険でできるように、新型コロナのことで伝えられていますが、そういう形で自分たち自身の健康を自分たち自身が今は分からない状況だと思うのです。去年京都大学の小泉先生たちが調査したときに、日本全体の血中濃度に比べて、大山の方たちの飲んでいる水の影響が大きくて、血中濃度が４倍以上もあるということが指摘をされ、血液検査を受けたおじいちゃんが、自分の孫たちにもこの水道水飲ませられない、赤ちゃんのミルクもこれではつくれないという不安が出ていますので、ぜひ自分たち自身の命を守るための血液の検査、測定を実現していただきたいと思います。

あわせて、水から作物が吸収をする有機フッ素化合物も、今日の配付資料の中に新聞記事としてお示しをしていますように、調査をしないと本当は危ないですよということを研究者の方が言われています。

３番目として、汚染源がどこなのか、それもほぼ普天間基地の中で消火訓練をしているファイアピットというところがあるのですけれども、そこが一番汚染がひどくて、それから真下のほうに、西側の階段のほうへ流れていく途中のチュンナーガーとかヒージャーガーとかが非常に汚染がひどいということもありますので、汚染の原因がどこにあるのかということをきちんと突き止めるためにも、市が県とか国に働きかけをできるように取組をしていただければと思います。

今日朝になって、先生方にお配りをした資料をちょっと１枚目から順番にですが、ＰＦＯＳが体に入ってくる経路というのは、大気中の汚染もひどいものですから、呼吸とともに入ってくる。それから、飲み水や食べ物から入ってくるということです。沖縄県でその事実がわかったのは４年前、2016年の１月に県の企業局が水道管理のために検査をしたことで明らかになりました。

２枚目のこの図が入っているやつですが、左側の一番下の横棒が非常に濃

度が高い、これは消火訓練をやっているファイアピットの場所です。その上に書かれているのがチュンナーガーとかヒージャーガーとか森の川公園の湧き水です。もう下のボーダーとは全然違うレベルで被害が及んでいるということがもう事実としてあるということが非常に危惧されます。

この地形図というか、地質図のやつは、宜野湾市の地下水はこんな感じで流れていて、基地の中を通った地下水が伊佐とか大山のほうの田いも畑に流れ出ているということです。

その次がアメリカの基準は70という基準なのですけれども、アメリカの各州では、15ぐらいの州では、もう連邦議会全体で決めた基準よりも、州ごとの基準が、これは危ないぞということで基準が定められています。ＰＦＯＳの問題は、まだまだ健康がどういうふうに及んでいくのか、水俣病だったり枯れ葉剤だったりの影響以上のことが起こるかもしれない。21世紀のダイオキシンと言われるフォーエバーケミカルと言われるそうなのです。これにはやっぱり予防原則を立てないと、ここまではいいよということをやっていたら、後になって取り返しのつかないことになるということが予防原則です。

先ほど紹介した作物もぜひ調査をしてほしいということが研究者の間で言われています。

その次の文字ばかりのやつは、国のほうで50という基準を決めようとしているというのは、２月19日の厚生労働省の審査会の中で出されて、20日の新聞に県内両紙に出たものですから、私たちの会と県全体の連絡会で記者会見をやったときの資料です。その資料の一番最後に、グラフが出ていると思いますが、沖縄県の低体重の出生率は、全国平均に比べてずっと高いという、これがＰＦＯＳの影響ではないかということを疑わせる根拠になっているので、こういうこともきちんと調べていただきたい。

それから、これは去年の12月10日のＰＦＯＳが、泡消火剤が漏れたという新聞報道ですけれども、昨年、普天間基地の司令官が交代したときに、こちらの宜野湾市長とお会いになったときに、ＰＦＯＳはもう入っていないよということだったみたいですが、12月５日に漏出事故が起きたときに、実はＰＦＯＳが入っていたということが報道されていますように、基地の中で何が起きているのかというのが私たちには知りようがないわけです。そういうことをぜひ立入りができるような働きかけをしていただければと思います。

その次の新聞記事の２枚は、今国が４月１日から実施しようとしている目標値の設定に関する報道と研究者のコメントです。体の中に蓄積しやすいＰＦＯＳなので、ちゃんと体の外に吐き出せるような、そこまで基準値を下げていかないと、50という国が決めようとしているのは非常に危ないというふうに思いますというのがこの新聞記事です。

もう最後ですが、私たちが署名活動とか学習会を行っています。その署名の内容は、県の企業局に対して、今の７市町村に45万人にＰＦＯＳが混入をした水道水が、高濃度の汚染が子供たちにどういう影響があるのか、本当に次世代、未来世代に、私たちの時代の責任をちゃんと果たすようなきれいな水を供給していただきたい。それは、山原水系とか沖縄県の東側海岸を通っている浄水場では、１以下のきれいな水が供給されているので、西海岸の７市町村45万人だけが不公平な扱いをされるいわれはないので、ぜひ県民全てがきれいな水が飲めるようにしていただきたいという、県知事と県企業局に対する要望の署名と、あと国に対しても余りゆるゆるな基準を決められて、汚染が広がるようなことは困るので、きちんと汚染源に立ち入って、浄化ができるような取組を進めてほしいという、このＡ３の署名用紙に要望項目を書いております。

以上が今回の請願に当たっての説明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○**宮城克　委員長**　では、委員の皆さん、今の代表からの説明、あとお手元のほうに資料が配付されて、今話聞きながら目を通されたと思うのですが、もうしばらく目を通しながら、先に質疑がある方は挙手でお願いします。

又吉亮委員。

○**又吉亮　委員**　３つ確認させていただきたいのですけれども、請願の内容としては、宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願ですよね。ですので、今いろいろ話しされて、農作物だったり湧水だったりというような話で、基地を恐らく発生源とするであろうということからの、この湧水から出ているであろうということではあるのですけれども、今回の請願の趣旨としては、水道水の部分の請願ということで理解してよろしいですか。

○**宮城克　委員長**　高橋参考人。

○**高橋年男　参考人**　水道水もそうですし、農業用水ですとか、特に田いも畑などは心配なので、土壌汚染の状況だったり水質調査だったりお願いしたい。

○**宮城克　委員長**　又吉亮委員。

○**又吉亮　委員**　では、土壌汚染の調査、水質調査というものを宜野湾市にやっていただきたいということで理解してよろしいですか。

○**宮城克　委員長**　高橋参考人。

○**高橋年男　参考人**　はい。

○**宮城克　委員長**　又吉亮委員。

○**又吉亮　委員**　農作物に関して、実際にはもう既に大山の田いもというのは、農作物の検査はされているのです。この記事にも載ってはいるのですけれども、この下のほうにも、情報公開請求で田いものＰＦＯＳ、ＰＦＯＡの濃度

の分析結果を入手したが、採取者や採取日時、比較対照とする地区などの記述がなく、調査として不備があるということで書かれてはいるのですけれども、実際に田いもの調査をやって、これ結果も、その当時、僕大山の自治会長でしたから、しっかりと結果も頂いています。田いもからは一切出なかったということで頂いております。ただ、この入手日時、場所、採取者や採取日時というものを非公開にしているところが、やはりそれぞれの農家さんいらっしゃるので、出す前に、この田いもを提供する前に、私が出したものということは伏せることを前提に出されているというのがあったのです。そのときの田いもの調査としては、１か所だけやったら分からないので、多くの場所、たしかそのとき、３人の農家から、４ポイントか５ポイント、全域に広がるように、そして湧水の場所も出てくる場所が違いますので、メンダカリヒーガーがあったり、ウブガーから出ているものとかマジキナガーから出ているものとか、湧水の出場所が違うので、それぞれの場所から田いもを全部取りましょうということで、それぞれの濃度もまた違いますので、ただ確かに大山でこの湧水を採取したときには、基準値よりも少し高い数字は出たのですけれども、どの場所から取った農作物でもゼロだったということでは、私のほうで報告は頂いているのですけれども、そのような報告は頂いていますでしょうか。

○**宮城克　委員長**　高橋参考人。

○**高橋年男　参考人**　ゼロという報告ではないです。小泉先生たちが去年の５月に公民館で報告会をやったときに、その資料で、作物に吸収される率は非常に小さいという、ゼロではないです。以上です。

○**宮城克　委員長**　又吉亮委員。

○**又吉亮　委員**　この研究結果の報告ですか、それとも調査報告ですか。

○**宮城克　委員長**　高橋参考人。

○**高橋年男　参考人**　調査報告です。

○**宮城克　委員長**　又吉亮委員。

○**又吉亮　委員**　分かりました。

○**宮城克　委員長**　高橋参考人。

○**高橋年男　参考人**　ちょっと補足ですが、チュンナーガーの湧水を喜友名地区では散水用とか農業用水用に簡易水道をつくって供給されています。そこも以前は飲み水として使われていたものは、今回こういうことが発覚したこともあって、飲み水としては使わないようにとなっているはずなのですが、そこのチュンナーガーからくみ上げた喜友名の簡易水道でどういう土壌汚染が広がっている、地下水汚染が広がっているというのは、まだ調査もされていないようですので、そこもすごく不安になるところなのです。

○**宮城克　委員長**　ほかに、委員の皆さんございませんでしょうか。

せっかくですので、ささいなことであったり少しの疑問でも、何か知りたいことでも、せっかくの場ですので、積極的な意見交換、また質疑を。

宮城司委員。

○**宮城司　委員**　皆さん、今日はお疲れさまです。我々議会でも、議会というか、私も一般質問の中でとか、あるいは我々会派で東京のほうに上京しまして、環境省、環境副大臣に陳情をして、あのときの答弁では、年度中に、３月いっぱいで環境基準を決めていくということでありました。今、50という何か数字が出ているのですけれども、そこら辺の流れのことかなと思うのですけれども、私も西海岸に住んでおりまして、このＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ、地域の湧水から出たりして、大変懸念しているところで、一般質問でもそういうことをやっているのですけれども、去る12月のこの委員会の中でも皆さんが陳情しているのです。具体的に、今タイトルでは水道水の安全とあるのですけれども、記のところでは、こういった湧水とか血液検査とかある中で、一番やっぱり、もちろん費用もかかってくることでもあるし、安心・安全を守るためにですね。例えばどこまでできるのかなというところの中で、血液検査とかというのは実際どうなのか、具体的に、例えば希望者をやるのか、西海岸地域の人でどうやっていくのか、そこら辺のところでやっていくという中で、市の答弁では、そういった検査機関がこの沖縄県にはないと言ったのかな、難しいみたいなことだったのですけれども、そこら辺、例えば何かもっと、例えば大山で小泉先生がやったみたいなことが、ああいうことが現実的に何かできる方法というのか、こんなのだったらできるのではないかというのがもしありましたら。

○**宮城克　委員長**　高橋参考人。

○**高橋年男　参考人**　環境問題を専門にしている研究者の方たちに、県内におられる方たちに何名かお伺いしたのですけれども、小泉先生たちは、医療機関の立場で血液を採取することができて、保健所の保存していた1981年の保存血液の血中濃度の検査もできたのです。それは、医療機関がきちんと関わっていて、測定装置も自分たちで持っていて、血液検査を希望する住民が協力してくれたのでできたという経過なのです。

その研究者の方に聞いたら、県内で測定しようとすれば、そういう測定の環境はありますよと、ただ難しいのは、例えば公的な機関で保健所ですとか医療機関とかで、それが宜野湾市だったら宜野湾市の調査をしましょうということで目的をきちんと住民にお伝えをして、希望する方に保健所が間に入って、今回のＰＣＲみたいな感じで保険適用でやるとかというのは、全く可能だそうです。研究者がチームをつくって、協力をしてくれる市民から血中

濃度の測定というのは、もう全然すぐにでもできるようなことのようです。ただし、妊婦さんだったり乳幼児だったり、母子手帳の検査のときだったり、出産後の検査のときの血液検査、あとは学校に上がる前の血液検査とかというのは、保健所と市が協力し合って、命を守るために全体で実施しましょうという、そういう合意がないと、勝手に研究者が人から血液を抜くことはまかりならぬというか、法律違反なので、公的な機関がきちんと関われば、研究者は測定装置はあるし、そういう陣容も呼びかけをすればスタッフ集めて、通常の業務をやりながらできるとおっしゃっていました。

○**宮城克　委員長**　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　もう一点、これ宜野湾市が管理する水道水の安全を求めるとあるのですが、水道水というのは、本来県から供給されていて、今回のこの問題の北谷浄水場というのは県の管理のところで出ているというところなのですが、県のほうにもそういった陳情、請願という形でやっていますでしょうか。

○**宮城克　委員長**　高橋参考人。

○**高橋年男　参考人**　一番最後の、Ａ３のこの署名用紙、明日が集約日で、今県内各地、特に７市町村の方たちを中心に県宛てのものと国宛てのものを、請願項目、要望項目も明記して取組を行っています。宜野湾市の方たちの署名もたくさん集まっていて、明日集約なので、今1,000です2,000ですということは申し上げられないのですが、たくさん反応がありましたので、御家族みんなで記入をしていただいたりしているところです。そんな取組をしております。

○**宮城克　委員長**　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　行政に対しては、まだそういった請願書という形では出していない。今、署名は集めているということが理解してよろしいですか。

○**宮城克　委員長**　高橋参考人。

○**高橋年男　参考人**　今、この県宛てのものと国宛てのもので、国のほうは来週、３月13日でしたか、沖縄防衛局がこの要望を受け取りますよと、それで要望の趣旨を意見交換ができるようになっています。

県とは来週の月曜から金曜の間で、関係部署の方たちに膝を交えた話ができるようにということで、署名用紙を携えてお伺いをしてやっていただくことになっているのですが、なぜ宜野湾市のと書いたかというと、せんだって塩素が大量に流れ出たことがありました。あれを管理しているのは宜野湾市の水道局です。市の水道局としてやれることがあるはずだなと私たちの会は思っていて、北谷浄水場から流れてくる水をただそのまま垂れ流しにしないで、フィルターをつけたりすることもひょっとしたら可能ではないのかなと

思って、そういう予算が伴うことにもなるわけですから、せめてこの宜野湾市は全域、北谷町と宜野湾市は全域がこの北谷浄水場、浦添市とか沖縄市とかは、道路を隔ててあっちは違うよという形になっているのですが、私たち宜野湾市民が山原水系の水を供給されている県民と同じような、公平な水道水が供給されるように、市の行政としても取り組めることがおありではないかなと思って、そこは知恵を出し合いながら、県の企業局とも意見交換しながら、可能な方法を一緒に考えていけたらなという思いで、その宜野湾市のということで、請願も宜野湾市議会にお願いをしているところですので、そういう取組をぜひお願いできればと思います。

○**宮城克　委員長**　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　この今言う水道水の供給の中で、宜野湾市においても何か所かで、毎日検査というのと月１回検査というのがあって、そしてこれ北谷浄水場も法律で守られた範囲内のこの水を供給しているから、宜野湾市ももちろん水質調査というのをやっているということなのですが、そういった項目の中で、例えば塩素検査とか項目が幾つかあって、その中にこれがちょっと含まれていないのだったか、何かそういったことを前に聞いたときにあったのかなと感じています。

だから、費用的なことも聞いてきてはいたのですけれども、本当に私たち市民の健康を守る上で、本当にこういったのが出ていたら困るなということで、いろいろ市もやっているのかなというのはちょっと感じました。

○**宮城克　委員長**　高橋参考人。

○**高橋年男　参考人**　私、最初に自己紹介したときに佐真下に住んでいると言いましたが、この前塩素が大量に混ざっているときは、我如古とか真栄原、佐真下は対象区域だったので、すごくびっくりした、慌てて水道局にお電話したのですが、しばらく水流しっ放しにしてください、その後でも心配だったら、水道局の職員が立会いしますのでということで、きちんとした水道事業の実態を垣間見た思いがしたのです。

水道局の職員の皆さんって、市民の安全に、この水の供給の問題で一番御苦労されていて、研究会とかも全国的な規模でなされているのに参加されているというのも伺っていますので、そこは信頼感あるのです。ただ、北谷浄水場からの高濃度のＰＦＯＳについては、今アメリカの日本でいう厚生労働省に当たるところが、毒物の基準を決め直すというのを2018年に決めているのですけれども、それによると、ＰＦＯＳとＰＦＯＡ合わせて18なのです。沖縄県の北谷浄水場から来ているのは、平均で23とか30とかということになっているから、これはアウトなのです。アメリカは、平均体重よりもっと小さい体重の人たちをベースにして、体重70キログラムというふうにしている

のですけれども、日本人は、平均体重はもっと少ないのと、安全レベルを考えると、50キログラムぐらいにしなければいけないらしいのです。厚労省もそういう計算の仕方をしているので、アメリカの厚生労働省みたいなところが決めている18にしてもクリアしていないし、それを日本版に書きかえたときには13になるらしいのですけれども、そこは今の北谷浄水場では全然クリアできないので、活性炭フィルターの仕組みなんかも、北谷浄水場は粒状、粒の状態の活性炭のフィルターなのだそうです。日本の厚生省は、粒状のフィルターでは効果薄いよ、粉になった粉末状の活性炭のフィルターでないとろ過できませんよというのは、厚労省の指示にはあるのです。ただ、北谷浄水場にその装置がないので、つくりかえるとしたら、えらく県の予算が単独でやるとかかるので、国にそういうことも要望してくださいというのを書いているのですが、宜野湾市でも塩素が流れ出たときに対応していただいたように、市民に供給される部分のフィルターを何か設置する知恵がみんなで技術的にできないものかなというのも考えていただければと思っておりまして、宜野湾市のというところにこだわったのはそういうことなのです。

○**宮城克　委員長**　ほかの委員の皆様。

伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄　委員**　これに関わりますけれども、今のコロナウイルスと同様に、私の目には見えないもので、やっぱり市民の不安というのは結構あると思うのです。ここに書いてある３つの要望事項については、いわゆる事実の確認、事実がどうなっているのだというところのものをできるだけ詳細に調査をして、その実態が分からぬことには対策というのがなかなか打てないし、また汚染源が特定できないということになると、今後また同様な心配を市民はずっとしていかなければいけなのかというようなところについては、ほとんど市民の皆さん方と悩みとして共有するものだと思うのです。

一方では、そうなったとき、地位協定だとか何だとかいろいろ難しいのが問題になっていると、それをまた毛嫌いする市民も実際にいらっしゃるわけで、それで私たちの生活に支障がある、ましてや命の水に関わることですから、全市的に、あるいは全県的に共通したこの大きな問題ですから、それを何らかの形で、我々ももちろんそうですけれども、一番に不安に感じているその方々がやっぱり運動を展開している中で、一般市民の皆さん方が今おそろいのところの悩みの共有、不安の共有というのができるということを考えれば、全市的にやっぱり盛り上げていかなければいけない、盛り上げるというか、言い方はちょっと語弊があるかもしれませんけれども、やっぱり大きな問題としてやっていく。

一方で、市の上下水道局についてです。やっぱり先ほど塩素濃度が事故で

上がって、5倍とかと、それについてはやっぱり当然のことだと思いますが、水道局の皆様方は、安全に供給できる水の供給というのは、最大の自分たちの役割ということで、その辺はきちんとやっている。

今、提案があった市独自のフィルターということ、今までの市の見解としては、県がやっているから、粒状活性炭で大丈夫だというふうなことですし、また費用がかかるから、市のほうでそれをまた改めてやるというのは、ちょっと難しいというようなことだったかと思うのですけれども、それについては、要は幾らかかるのか、冒頭申し上げたように、不安を払拭するということを考えれば、金の問題ではない、と言ってもやっぱり金の問題は出てくるわけですけれども、それは私たちのほうでも、要は費用対効果も含めて、その辺のところは強く要望なり要求なりしていきたいと思います。

質疑になるかどうか分かりませんけれども、今後の具体的な皆様方がお考えになっているこれを達成するためのスケジュールというのはどのようになっているかどうか、その辺聞く上で、またさらに私たちの理解が深まっていくと、この辺ありましたら御紹介をお願いします。

○**宮城克　委員長**　高橋参考人。

○**高橋年男　参考人**　私たちが求めているのは２つです。安全な水の供給をしていただきたいということが１つなのですが、これは北谷浄水場が水を水を取り込む場所が幾つかあって、山原の水も取り込んでいれば、嘉手納基地周辺の水も取り込んでいれば、井戸群というのがあって、こういう大体３つぐらいの系統が水を取り込む水源になっている。

もう一つ、小さいですけれども、海水淡水化という装置も北谷浄水場は持っていて、この４つが北谷浄水場の水源になっているのです。だから、山原からの水は、全然オーケー、海水淡水化もオーケー、アウトなのは、非常に濃度が高いのは、嘉手納基地周辺の河川から、それから基地の中の井戸群というのがもう全然アウトなのです。これを今は混ぜた状態で供給されているので、汚染された２か所からは取らないようにしてくれませんかということを県の企業局に要望する。県の企業局は、反論しているわけではないのですけれども、安定的に供給するためには、雨が降らないときに、水が枯渇したら、水道を皆さんのところに供給できなくなってしまうので、河川から取っているやつも今は比率を、以前は40％ぐらい、北谷浄水場の大体40％ぐらい、嘉手納周辺の井戸とか河川から取っていたのを、少し圧縮してくれているみたいです、交渉の過程で。それは、ゼロにできるでしょうという話をしているのです。枯渇したときに山原のほうからの水の量を増やすとか、淡水化装置は今３基あるうちの１基しか動かしていないのだそうです。すると、これは理由は多分、緊急時のためのということだったり、これを稼働させるとエ

ネルギーを大量に使うので、CO_2が出てしまう。環境に負荷がかかるというので抑えているということだと思うのですけれども、ずっと動かせというわけではなくて、渇水になったときに何とかできませんか、補填するために、河川からではなくて、そういう形でできませんかということと、あと台風のときは、どかっと雨がふったのを山原は全部捨てているのです。ダムから放水しているのを御覧になっていると思うのですけれども、あれを何かもうちょっと工夫をして、北谷浄水場に回すためのタンクとかプールとかができないかなとか、そんな工夫とか、あとトイレとかの下水に流れていくような水を、雨水をプールして、沖縄大学なんかはそういう水のリサイクルをやったりしているのですけれども、そういうことで飲み水以外に使う水については、分けて消費量を工夫するとか、いろんな知恵を県民挙げてやればできないことではないのだろうなと思っています。

これが１点目で、２点目はやっぱり伊佐委員がおっしゃるように、汚染源を絶たないことには、地下水からしみ出してくる土壌汚染だったり川の汚染が海に流れて、私たちが口にする魚から取り込まれるＰＦＯＳの疑念は消えないので、ここはやっぱりしっかり、私たち市民では声が届かないところをぜひ公の立場にいる議員の皆さんだったり、県や国の方たちに取組を、命の問題ですよということで、本当に沖縄県がこれから、沖縄県で取れるものは口にするなよみたいなことにならないように、ハワイなんかは、以前は漁村で潤っていたまちが、米軍が来たことでいろんな汚染物質が流れて、ハワイの漁村はもう壊滅なのです。ハワイの近くで取れる魚、海産物は絶対口にしては駄目だよというのが広がっているように、沖縄県もそんなことにはしてほしくないので、自分たちの子供や孫たちやその未来世代に対して、私たちの世代でやるべきことがあるのだろうなというのが２つ目なのです。ぜひひとつ取組をお願いします。

○**宮城克　委員長**　伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄　委員**　今、北谷浄水場という一くくりでお話をされていましたけれども、県のＰＦＯＳとＰＦＯＡの検出状況を、ちょっと古い、一昨年、２年ぐらい前のデータであるのですけれども、これ北谷浄水場系というと、幾つかの川から取水をして供給しているということ、これを見ますと、結構その水源の中でも濃度の差がある。一番広い濃度、高いのが大工廻川、比謝川取水ポンプ場ですか、２～３あって、多分バルブか、あるいは行き先を変更するとか、容量は取るとか取らぬとかというのを調整が多分できるのだろうなと、それでさらにこの東側の汚染されていない地域の水を、そこに足すか足さないか分かりませんけれども、それによって素人的には、そんなに難しい話ではないのではないというようなことを今お聞きしながら、印象として思

ったのですけれども、この辺についての県の見解とかというのは、先ほどお話をいろいろやっているようなので、お聞きしたことありますか。一くくりではなくて、ここで止めてくれよと、そうすると影響というのは低くなるわけですよね。それらについてお願いします。

○**宮城克　委員長**　高橋参考人。

○**高橋年男　参考人**　山原からの供給できる北谷浄水場に持ってこられる配管を今やっている途中らしいのです。この工事がまだ完成のめどが立っていなくて、どかんと持っていくわけには、今はできなくて、少し年単位の工事が必要になるらしいです。でも、その予定はあって、行く行くはやると思うのですけれども、北谷浄水場自体の供給している水の量と取り込んでいる水の、要は入り口の量と出ていく量は随分余裕があって、大工廻川とか比謝川とか長田川から取らなくても、十分に賄えるだけの供給量はあるのだそうです。

　言っているのはその渇水期の問題を言っていて、安定供給のためには一度ここから取らないようにしてしまうと、もう次取るのが大変らしいのです。だから、やめではなくて、しばらく休止みたいな感じのやり方ができませんかというこの県の企業局の方にも投げかけはしているのですけれども、どこら辺が難しいのか、私たちにはちょっと分からなかったのですけれども、渇水期の乗り切り方について、非常に危惧をされていて、ただそうは言っても、この４年間ぐらいは渇水期というのは一度もない。ずっと入ってくる水の量が出ていく水の量よりも大分多い状態で推移しているというのは、県のほうが資料として出してくれましたので、それもあって、北谷浄水場の取り込んでいる水の全体の中の４割が汚染水だったのを大分下げつつあるようなお話をしていました。

○**宮城克　委員長**　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　今、ちょっと北谷浄水場の話、先ほどの話の中でも、この北谷浄水場の粒状活性炭といいますか、低分子だから効果がないみたいなことをちょっと聞いたのですが、そこら辺は県はどういった見解をしているのでしょうか。

○**宮城克　委員長**　高橋参考人。

○**高橋年男　参考人**　粒状活性炭がまるで効果がないことではないみたいなのです。厚生労働省はまるで効果がないと言っているのですが、水道水の専門家は、確かに全部は取り除けないけれども、活性炭なので、いろんな不純物を吸着してきれいにする効果は間違いなくあるのだそうです。ただ、ＰＦＯＳのいろんな種類があって、分子の小さいやつはすり抜けてしまうので、粒状ではなくて粉末状の活性炭のフィルターにしないと効果は薄いですよと、これは民間の業者が蛇口のところにつける除去装置があって、これ今、私た

ちが学習会やると、学習会の帰りのお客さんたち、講義を聞きに来た方たちに、これやったらお宅の水は大丈夫ですよと宣伝してくれる方がいて、二重フィルターみたいな、逆浸透フィルターという装置だと取れるみたいなのです。ただ、そういう取れる装置が民間で個人のお宅にできるのだったら、大きな規模で、例えば県とか市とか仕組みとしてはできますよねというのが会で話し合ったところで、沖縄県内にこれだけ貧富の格差が広がっている中で、毎日の給食だけしか自分のところの食事できないよみたいな子供がたくさんいる中で、ではそういう浄水器買ってくださいみたいなことは、ちょっと筋が違いますよね。だから、行政として大規模な逆浸透の浄化装置がどれくらいの予算がかかるか分からないのですけれども、技術的には不可能ではないはずなので、そういうことも少し念頭には置きながらなのですが、でも汚染されている河川から取らなくても十分に供給は間に合っていますよという県の企業局の見解は伺っているので、そっちのほうからまず県民みんなでお話をして、それからどうしても足りないよねということになれば、大規模なフィルターをつけた供給システムを構築していくというのを、もう予算もかかることなので、それはもう国から、米軍基地を提供している以上、責任持ってやってくださいという、そんなことに至ったと思って、話合いをさせていただいています。

○**宮城克　委員長**　ほかにございませんでしょうか。

赤嶺参考人。

○**赤嶺和伸　参考人**　市民感覚で３つ言います。子供の居場所をやっています。４年目になります。水はサーバー使っています。水道水提供していません。これからこの後、お昼御飯、それからおやつも出しますが、まず４年前からそのサーバーを使っているということ、そして一番心配なのは、御飯を提供した後の食器を洗うのは水道なのです。お野菜洗うのも水道なのです。これを果たして提供していいのかと、この４年間ずっと迷いながら、それでももうそれしかないから使っている。新陳代謝が激しい子供たちに影響が出る。非常に影響が出ます。それがまず１点。

それから、もう一つは、夏になると渇水対策で協議が持たれたりしますが、実際に断水になったというのは、ここ20何年ないと思います。隔日給水というのがたしかありましたね、20何年か前。恐らく議員の皆さんもお近くで新築の家を建てているところを見てください。屋根の上にタンクをつけるところは今ありません。なぜか。建築業者は、水が枯渇することはないというのが分かっている。それを山原のダムからちゃんと水が来るということ、これがまず第２点、市民感覚。

第３点、これは那覇市ですが、向こうは人口が右肩上がりです。ところが、

水道の消費量は逆にどんどん下がっている。これ何だろうということなのですが、人口も増える。観光客も増える。ところが、水道の使用は減っている。若い人たちが水を買っているのです。私たちの時代では自動販売機に水が売っているというのは不思議でしようがなかった。これが今そうなっているのです。ここで、今日は来ていないのですが、この中に崎浜さんといいますが、お子さん抱えています。伊佐に住んでいます。「赤嶺さん、水道でミルクがつくれない」、これは強迫観念を持っているのです。強迫観念を植えつけてしまっているのです。ところが、その水道でつくれないから、では水を買うといったときに、その水を買うお金なのです。水道水を使うお金と水を買うお金、これがどこまで、今高橋さんからも言ったように、経済格差がこんなにできていて、買える家庭と買えない家庭、そして先ほども言いましたが、うちに来る子供たちの中でも、学校給食に頼っている子がいます。正月三が日明けましたけれども、正月から来るのです。御飯食べに行っていいと電話が来るのです。そういう家庭があるということ。

昨日から学校が休校になりました。この子たちどこに行くのでしょう。このこともよく考えていただきたいと思います。この子たちは、やっぱり次世代を担う子供たちなのですから、予防原則です。水俣の教訓はそれです。体に影響が出たときにはもう遅いのです。できることはないか。宜野湾市の行政としてできることは何か。宜野湾市民としてできることは何か。お互い横に手をつないでいけば、県の企業局も動かせますし、国だって動かせますから、そういうふうにお互いにこういう話合いは何度も何度も持って、地域でもいろんなお話をしていただいてやっていただけたら、事はいい方向に向かうと思います。以上です。

○**宮城克　委員長**　よろしいですか。

では、もう時間が来たので締めましょう。

では、請願第６号　宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願は、質疑の段階で継続審査としておきます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○**宮城克　委員長**　休憩いたします。（午前１１時０６分）

○**宮城克　委員長**　再開いたします。（午前１１時１７分）

【議題】

議案第９号　令和２年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会

計予算

～質疑・答弁～

○**宮城克　委員長**　次に、議案第９号　令和２年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

○**宮城克　委員長**　休憩いたします。（午前１１時１７分）

○**宮城克　委員長**　再開いたします。（午前１１時１７分）

○**宮城克　委員長**　では、説明のほうをよろしくお願いします。建設部次長。

（執行部説明省略）

○**宮城克　委員長**　ありがとうございました。

では、委員の皆様、質疑があれば挙手にてよろしくお願いします。

ございませんでしょうか。伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄　委員**　４ページと５ページの繰入金なのですが、比較、増減のところで、一般会計からの繰入金を増額、基金からの繰入れを大幅に減額する予算になる。これ主な理由というのを、ちょっと御説明をお願いしたいと思います。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　基金の繰入れに関してなのですけれども、予算と一般会計繰入金との説明なのですけれども、実は前年度比との差で基金積立金がもう保留地処分金のほうがなくて、その差額となります。そのために、一般会計繰入金より事業費としての繰入れをする形になっております。以上が説明になります。

○**宮城克　委員長**　伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄　委員**　ちょっと台所事情が厳しくなったというふうな理解でいいのですか。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　そのとおりでございます。今回、また保留地処分金を販売した分は、またこの事業費へ入れる形になります。

○**宮城克　委員長**　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　今、一般会計からの繰入れで、保留地処分金が9,336万円、あと保留地処分はどれぐらい残っているのか、今後またどれくらい金が必要なのか伺いたい。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　今回保留地処分金として、先ほど委員からありました9,300万円余りを一応歳入予定と、これで保留地２筆分ではあるのですけれども、最終的な保留地はこの２筆、場所的には、宇地泊公民館隣接の保留地と、また１つ、土地をまたがって一般保留地を販売予定のが１筆と、この２筆が保留地処分金……

（「最終」という者あり）

○**市街地整備課長**　最終となっております。以上が説明となります。

○**宮城克　委員長**　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　今後の事業展開としては、まだやることはどんなのですか、予算的には。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　実質令和２年度で工事は全部完了させる形での予算を一応組んでおります。その後、また委託等ありますけれども、換地処分に向けての業務委託等は今後また、令和３年までを目標に委託の発注が出てくる形になります。

○**宮城克　委員長**　伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄　委員**　今のこの保留地処分の２筆の部分ですけれども、事情をよく存じ上げてはいないのですが、それにしても、この金額は、よそよりはちょっと安いのではないかと思うところがあるのですが、これは例えば面積、あるいは単価とかというのは、もし差し支えなければお願いしたい。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　保留地処分のまず１筆目が427平米となっております。もう一筆が276平米の面積となっておりまして、実質は令和２年の販売するときに不動産鑑定を入れて、その価格の設定をします。さらに、競争入札という形で持っていきますので、入札時点での価格の高い方と契約を締結すると、あくまでも今、この概算での9,300万円という形での試算をしております。

○**宮城克　委員長**　又吉亮委員。

○**又吉亮　委員**　公債費で、令和２年度で２億7,000万円償還するということで、これ償還した残りの額が16億円ということになるのか、21ページです。

○**宮城克　委員長**　建設部次長。

○**建設部次長**　21ページ、土地区画整理事業債について、前年度見込み残額があると思うのですけれども、18億8,000万円、それから令和２年の償還予定の２億7,700万円引いて、令和２年度の残高が16億576万円になるということでございます。

○**宮城克　委員長**　又吉亮委員。

○**又吉亮　委員**　では、この16億円を全て返済するまで、この特別会計の中に一

般会計から繰り入れしていくということの認識でよろしいでしょうか。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　事業期間の中では特会予算というような形で持っていますので、そこへ繰り入れしながら歳出していくと、事業が完了するとそのまま一般会計からの繰り出しという形での支払いになります。

補足として、支払い期限を令和10年までの支払い期間という形で内訳となっております。

○**宮城克　委員長**　ほかにございませんでしょうか。

宮城司委員。

○**宮城司　委員**　この令和２年度で完了ということなのですが、この宇地泊土地区画整理事業で、当初の予定、何年で予定だったのか、それで何年延びたのか。あるいは予算的に、最初これだけの予算組んでいたのが、延びることによってどれだけの違いがあるのかということ答弁できますか。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　ちょっと資料等もっていなくてあれなのですけれども、通常10年スパンでまず事業認可というのを最初立てます。その後、期間の変更ということを手続しながら現在になっている。宇地泊第二地区に関しては、平成６年に事業スタートしていますので、当初は平成16年まで、それから５年延伸等を含めて、資金計画を組みながら事業の延伸している状況という形になります。以上が説明です。

（「金額」という者あり）

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　現時点の総事業費、今手元、資料にスケジュール、進捗報告の中に事業予算が手元にあるかと思うのですけれども、現時点はその総事業費、これの中で事業完了を目指している状況でございます。

宇地泊に関しては、今、事業費ベースで215億8,600万円を事業費という形で進捗している状況でございます。

○**宮城克　委員長**　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　僕が聞いているのは、要するに平成16年度までに当初終わらす予定だったよと、それを今、延びることによってしている人件費もそうだろうし、いろんな何やかんや、時間とともにお金もかかると思うけれども、そこら辺の違いはどれぐらいオーバーしてきたのということを聞いています。

○**宮城克　委員長**　建設部次長。

○**建設部次長**　一番最初の事業計画資料と今現在を差し引いて資料として出せるか確認して、出したいと思います。

○**宮城克　委員長**　進めましょう。

では、審査中の議案第９号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議ありませんので、さよう決定いたします。

【議題】

議案第１０号　令和２年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算

～質疑・答弁～

○**宮城克　委員長**　次に、議案第10号　令和２年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

では、説明のほうを頂きたいと思います。建設部次長。

（執行部説明省略）

○**宮城克　委員長**　ありがとうございました。

では、委員の皆様、質疑のほう挙手にてよろしくお願いいたします。伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄　委員**　３ページの県補助金ですけれども、こういう事業の補助対象となる事業が増加したために補助金が増えたということですけれども、その補助対象事業というのは具体的にどのようになっているのですか。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　まず、道路にかかる建物補償と道路築造が補助対象事業費として上げております。建物と道路築造工事です。

○**宮城克　委員長**　伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄　委員**　それでは、10ページの土地区画整理事業債ということで、市債の対象となる事業が減少しています。説明をお願いします。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　この市債対象路線の整備が減の理由といたしましては、市の財源予算に関わるのですけれども、令和２年度は造成工事をメインに整備することによって、起債対象路線の整備、前年度よりは落ちるという説明の中での理由となっております。

○**宮城克　委員長**　伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄　委員**　これ造成工事が対象だというふうな認識ですか。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　宅地造成工事は単独予算で補助対象外になります。それで、路線で道路部分は起債対象の路線という形で、路線を整備すれば、もちろんこの起債対象の路線ということで事業費に上がってはきます。

○**宮城克　委員長**　ほかにございませんでしょうか。真喜志晃一委員。

○**真喜志晃一　委員**　資料のほうなのですが、工事箇所図、令和２年度２月末時点のところなのですけれども、黄色い部分で、令和３年度以降の工事予定箇所のところにしていたというのが一番、今のサンエーがあるところの南側と言ったらいいのですか。小さい黄色に囲まれた、これ今何か工事されていると思うのですが、別のものになるのですか。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　部分部分で一応整備はされていまして、実質令和３年の事業費としても保留地処分金と、そういった絡みで一応色づけは黄色になっている状況です。あくまで工事だけではなくて、保留地処分をしないといけない部分があると、まだ未整備を含めてです。令和３年以降に残っていますという色塗りをやっているところです。

○**宮城克　委員長**　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　今、ちょっと資料のところで、これです、進捗状況の。事業費ベース、基本事業費ベース、物件補償等80％、90％なのだけれども、保留地処分面積や金額のところが42％とか46％になっているのですが、この開きというのはこれは何か理由があるのですか。例えば事業が進んでいると同時にこの保留地処分ももっと行くのか、それともこんなものなのか、単純な考え方なのですけれども。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　保留地処分に関しては、佐真下第二地区は特に、保留地に一般販売保留地と付保留地というのがございます。佐真下第二地区に関しては、主に付保留地の部分がありまして、それが対権利者との交渉によって歳入になる場合がございます。進捗が図られると。ただし、一般保留地の場合には、整備工事が完了しないと売れないという形がありますので、そういった形で一般保留地に関しては、歳入予定で年度年度予算は組んでいくのですけれども、付保留地の処分に関しては対権利者との交渉という形で歳入に持っていく計画をしているものですから、一般保留地に関しては、年度年度の歳入見込みで予算は計上するのですけれども、付保留地に関しては対権利者、どう出てくるか分からないので、とりあえず予算計上は避けている状況でございます。

○**宮城克　委員長**　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　ということは、あまり進んでないとか、付保留地にかかってい

るということですか。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　宇地泊とかほかの地区よりは付保留地が多く、その理解を得られるのが、進捗が厳しい状況もあるという形になって、遅れている状況であります。

○**宮城克　委員長**　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　ということは、この付保留地が最終的にも理解ができなかったとなった場合には、これはそのまま、どうなるのですか、最終的に。例えばこれはもう買わないよとかとなる、理解進まないで、解決できなかった場合には。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　本来、付保留地で購入していただければ、その時点になるのですけれども、最終的に保留地として事業が完了すると、換地処分を行うと、どうしても清算金での徴収という形になりまして、この清算金徴収の時期によってその価格が上がった場合は、その価格でもって保留地の部分の清算金徴収……

（**宮城司　委員**　「強制的にやるということ。」と呼ぶ）

○**市街地整備課長**　はい。という形になっております。

○**宮城克　委員長**　ございませんでしょうか。進めましょう。

では、審査中の議案第10号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

議案第１３号　令和２年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算

～質疑・答弁～

○**宮城克　委員長**　次に、議案第13号　令和２年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

では、説明のほうをよろしくお願いします。建設部次長。

（執行部説明省略）

○**宮城克　委員長**　ありがとうございました。

では、委員の皆様、質疑があれば挙手にてお願いします。伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄　委員**　この西普天間の区画整理については、先ほど宇地泊で大幅に延長をした経緯が、25年ぐらいかかったのですけれども、この事業計画、この西普天間住宅地区土地区画整理事業の、印象として割とスムーズに運ぶのではないかなというふうに考えたりするわけですけれども、この事業計画というのは公示出されています。それは、ちょっと今手元にないのだけれども、資料は出したのですか。その事業の見込みというのか、計画、それで御説明をお願いいたします。完了、ゴールはいつなのか。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　西普天間住宅地区に関しては、平成30年に事業認可を取っております。それから、令和２年度から工事着手等含めて、令和９年度の完了を見込んで今事業計画の期間となっております。

○**宮城克　委員長**　伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄　委員**　先ほども聞いたのですけれども、見込みとして期間は守っていくのかなと思っていますけれども、皆様方のこれまでの経験からして、令和９年度終わりそうですか。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　西普天間に関しては、やっぱり支障物件等、そういったものがないものですから、今のところ令和９年度を目指して一応完了を目的としております。令和６年度までには琉大も含めた形での早期整理を予定していますので、そういった観点から令和９年までには事業完了できるのではないかという形で今のところスケジュールはそういうふうになっております。

○**宮城克　委員長**　伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄　委員**　１つ懸念されることは、沖縄電力の大きな、いわゆる電柱があったかのように思いますけれども、それについてはどのように対応する計画ですか。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　今、鉄塔なのですけれども、実際地区内には１塔が立っている状況になっています。あとはコリドー地区という形で、北谷町側という形で残っている状況でございます。

この鉄塔に関しては、以前から返還跡地利用の審議会の中でもそういった鉄塔の問題等上がっているのですけれども、今回、区画整理事業地区内のその鉄塔のある部分は、あくまでも緑地部分、都市公園を予定している緑地部分の配置計画を一応伺っております。今後、区画整理事業ではちょっと撤去というものはできないものですから、そういった観点で今後の返還等を見据

えた形で、何らかの対策が取られるのではないかなという形で考えております。

○**宮城克　委員長**　又吉亮委員。

○**又吉亮　委員**　11ページの廃款、廃項になったもの、総務費国庫補助金、前年度1,000万円あったのですけれども、これ前年度どのような事業、これがなくなった分、どのような事業にこれをなさっていたのかというのがちょっと見えなくて、令和２年度の事業として、国、県を財源としている事業がちょっと見当たらないので、国からの補助がないような状態で進めていくということになるのでしょうか。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　以前は、昨日もちょっと補正の中で話したのですけれども、実質区画整理、西普天間住宅地区に関しては区画整理事業認可を取っています。そのために区画整理事業の中での予算組みをするという形から、今回、前年度比較での1,000万円減という形に一応なっている状況でございます。

　この1,000万円はどういった業務をしていたかということなのですけれども、不動産鑑定評価業務等に充てた形での歳出となっております。

○**宮城克　委員長**　又吉亮委員。

○**又吉亮　委員**　御説明ありがとうございます。あと、もう一つ、保留地処分金の使い道として、基金に積み立てしているものと、土地区画整理事業の部分に充てているのですけれども、保留地処分金を全額一度基金に積み立てた後に、基金取崩しして事業に充てたほうが保留地処分金額が分かりやすいのかなと思ったのですけれども、この分けている理由とかと、保留地処分金を基金のほうに積立てするものと、すぐ事業のほうに直接充てる、２つに分けて今なっているような状況なので、その理由というのがあるのでしょうか。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　この資金計画の中では、今回の西普天間住宅地区に関して、令和２年度から事業費予算というのを、保留地処分金を目的で事業の歳出を行いたい。その歳入が今60億円予定しているのですけれども、実質令和２年は30億円から40億円の歳出を見込んでおります。その分の差額の予算を基金に積み立てるという形の書き方という形になっております。

○**宮城克　委員長**　又吉亮委員。

○**又吉亮　委員**　であれば、予算の使い方としては同じかもしれないのですけれども、この基金残高調書とかを見たときに、今年度で43億円予定として積み立てるということで、もう実際には保留地処分金額が60億円超えているではないですか。なので、この基金を積み上げていくものが、この利息と保留地処分金であれば、保留地処分金を一度全部100％基金のほうに持っていって、

そこから取崩ししたほうが保留地処分金額が幾らというのが、その年度で幾ら入っているのだなと分かりやすいのかなと思っているのですけれども、そういった財源措置というか、予算措置というのができないのでしょうか。ちょっと分かりづらいかなと思うのです。

○**宮城克　委員長**　建設部次長。

○**建設部次長**　今回、この事業費の中に補助金等があるのですけれども、補助金で賄えない部分、これはどうしても保留地処分金でやらないといけないものですから、分けないと、一旦また積み立てて、また戻すというのは、その手続が必要になってくるものですから、工事発注していますので、すぐ始まるのです。それで、前払い金とかそういったのが発生するものですから、ここはもう保留地処分金でやると。国庫補助というのは交付申請してから、それから入ってくる、完了後に入ってくるものですから、なかなかすぐ使えるものではないものですから、もうあてがうとしたら、最初の保留地処分金をあてがって事業を進めていくという形になるものですから、これはもう分けて……

（**又吉亮　委員**　「残額をその基金のほうに。」と呼ぶ）

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　補足なのですけれども、やっぱり市の財政力にもよってくるものですから、本来市財政当局とも含めて、歳入があるのであれば、歳入を事業費に充てつつ、残った分を基金に積み立ててほしいというのも一つの理由となっております。

○**宮城克　委員長**　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　先ほど伊佐哲雄委員の質疑の中で、この土地区画整理事業の期間は10年ほどで、平成30年から令和９年ということで、これは土地区画整理法の中で、そういう先ほどの宇地泊の中でも説明していたと思うのですけれども、例えばこの西普天間の場合、返還拠点促進法何とか、あるいは跡地利用何とかで、最初の計画の中で支障除去が何年、土地区画整理が３年ぐらいとされていたと思うのですけれども、そこら辺との兼ね合いはどんなになっているのですか。

○**宮城克　委員長**　市街地整備課長。

○**市街地整備課長**　その当時の区画整理事業を着手しての令和９年は変わっておりません。あえて言うならば、その当時よりはスパンを縮めた形での事業計画で今進捗が図られているという形になっております。

○**宮城克　委員長**　建設部次長。

○**建設部次長**　宮城委員のおっしゃっているのは、給付金の期間の話ですか。

（**宮城司　委員**　「それも関わってくると思うから。」と呼ぶ）

○**建設部次長**　当時は、恐らく３年だったと思います。
○**宮城克　委員長**　計画係長。
○**計画係長**　ちょっと補足してよろしいですか。給付金というのがあって、跡地利用計画で跡地返還された後に支障除去措置が終わって、土地返還とあるのです。土地返還から３か年は給付金がもらえるという期間になっていて、さらに事業認可された後からは、今度は特別給付金というのが始まるのです。給付金が一旦３年で切れてしまうものですから、この特別給付金に関しては、今から期限を定めるということで、まだここは決まっていないです。
○**宮城克　委員長**　宮城司委員。
○**宮城司　委員**　２つの土地区画整理と流れ的には、その中にこれが入ってくるわけなのですか。
○**宮城克　委員長**　計画係長。
○**計画係長**　そうです。法律がどうなるかなのですけれども、基本的には土地が使えるようになるまでは、特定給付金が支払い続けるというのは、一応防衛省側の方針です。
○**宮城克　委員長**　建設部次長。
○**建設部次長**　使用収益ができる状態になるまでは給付金が出る。
○**宮城克　委員長**　宮城司委員。
○**宮城司　委員**　例えばこれ、令和９年までで完了しなかったら、これまた乗ってくるということですか。
○**宮城克　委員長**　計画係長。
○**計画係長**　法律の改正とかもあるのですけれども、基本的にはそういう考えにはなると思います。
○**宮城克　委員長**　では、よろしいですか。進めます。
　では、審査中の議案第13号につきましては、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」という者あり）
○**宮城克　委員長**　御異議ありませんので、さよう決定しました。

○**宮城克　委員長**　休憩いたします。（午後０時０６分）
○**宮城克　委員長**　再開いたします。（午後０時０６分）

○**宮城克　委員長**　午前の会議はこれで終わり、午後は２時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午後０時０７分）

◆午後の会議◆

○**宮城克　委員長**　再開いたします。（午後２時０１分）

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第１４号　令和２年度宜野湾市水道事業会計予算

～質疑・答弁～

○**宮城克　委員長**　まず、議案第14号　令和２年度宜野湾市水道事業会計予算を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

では、説明のほうよろしくお願いします。

（執行部説明省略）

○**宮城克　委員長**　ありがとうございました。

では、委員の皆様、質疑あれば挙手にてお願いします。

真喜志晃一委員。

○**真喜志晃一　委員**　資本的収入の投資有価証券のほうで、今回は国債を売却して７億8,800万円ほどの収入が入ったということで、それで最終的には、いわゆる収入のほうがプラスになったと思うのですが、次年度以降、このまま、いわゆる水道の使われる量が減るとこの国債というのは、もうだんだん減って、どのくらいあと残っているものなのですか。

○**宮城克　委員長**　上下水道局次長。

○**上下水道局次長**　現在、国債につきましては、２種類ございまして、額面で９億円の有価証券を所持しております。そのうちの８億円の有価証券、国債についてを売却予定でございます。残存するの１億円の有価証券が、地方債です。それが残る予定でございます。

○**宮城克　委員長**　又吉亮委員。

○**又吉亮　委員**　国債の話が出たので少しここで聞きたいのですけれども、収益的収入の中に投資有価証券の売却益出ているのですけれども、これは資本的収入ではなく、水道使用料の収益の中での特別利益で上げている理由というものを教えてください。

○**宮城克　委員長**　上下水道局次長。

○**上下水道局次長**　購入時の元金、額面については資本的収入で支出しておりますので、収入として上げてきます。その利益のある利息については、３条、収益的収入で入ってきます。

同じように、売却する場合の売却益、財政投資に係る別件収入として扱いますので、これについても収益的収入として扱うことになっています。例えばですが、企業債の元金の償還は４条の支出になります。利息については３条、収益的支出になってきます。それと同じような考え方ということであります。

○**宮城克　委員長**　ほかにございませんでしょうか。宮城司委員。

○**宮城司　委員**　国債を売却するこの主な要因というのは、どう考えればよろしいのですか。

○**宮城克　委員長**　上下水道局次長。

○**上下水道局次長**　国債の運用をして、現在約1,600万円の利息収益がございます。それをもらい続ける、８年間その利息をもらい続けるのと、現時点で売却する、売却が１億5,000万円ぐらいです。売却したときの利益がございます。それを比較すると、現時点で売却したほうが利潤があるということで、判断に踏み切ることになっています。

○**宮城克　委員長**　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　売却したほうがいいということになるのでしょうけれども、それは今どこで組み入れていくのは、どういうふうになりますか。何に使うというか。

○**宮城克　委員長**　上下水道局次長。

○**上下水道局次長**　売却した後に戻ってくる国債については、庁舎の改修費等に充当してまいりたいと思います。

ちょっと細かく説明しますと、28ページ、29ページのほうで、28ページには収入がございます。有価証券受入れ、これが国債を売却した後に元金が返ってくるものでございます。額面は８億円なのですが、購入当時の価格として、その当時は７億8,800万円余で購入した。その額がそのまま戻ってくる手続きを踏みます。額面ではなくて購入額のほうで。それについては、配水施設費の工事請負費にも一部充当はされるのですが、主に庁舎整備費、１款１項３目の庁舎整備のほう、委託料、工事請負費、用地購入費に充当してまいりたいと思います。

○**宮城克　委員長**　上里広幸委員。

○**上里広幸　委員**　資本的収入のところでちょっと教えていただきたいところがあるのですけれども、資本的支出の３項の国庫補助金の返還金、前年度費目存置で今回は630万円支出があるのですけれども、その内容についてお伺いさせていただきます。

○**宮城克　委員長**　経理係長。

○**経理係長**　国庫補助金返還金について御説明いたします。この国庫補助金返

還金というのは、会計検査等によって指摘され返還するような金額ではございませんで、総収入に対して、補助金トータルの額が小さい場合に、具体的に言いますと、５％以下の場合に、これを国庫に返納するというふうに、国庫補助金等の取扱要綱第10の６の中に記載されておりますので、それに沿って返納するという金額になっております。

○**宮城克　委員長**　真喜志晃一委員。

○**真喜志晃一　委員**　先ほどの国債の件なのですが、今売却をしたら15億円……

（「１億5,000万」という者あり）

○**真喜志晃一　委員**　失礼しました。１億5,000万円……ちょっともう一回整理します。

○**宮城克　委員長**　ワンクッション置こうか。又吉亮委員。

○**又吉亮　委員**　今の説明もう一度聞きたいなと思って、先ほどの上里委員への答弁をもう一度。

○**宮城克　委員長**　上下水道局次長。

○**上下水道局次長**　会計検査上の返納をするというものではないということです。公営企業会計の中で特定収入割合というのがございまして、総事業費に対して補助金が幾ら入ってきたかによって、その補助金の計算がございます。それで５％、全事業費の補助金が５％以下になると、消費税の払い戻し、還付が必要になってくることになります。補助金に係る特定収入割合で計算上は物すごく複雑になりまして……。

（**又吉亮　委員**　「５％というのは何の５％ですか。」と呼ぶ）

○**上下水道局次長**　総事業費の５％、特定収入割合が、補助金が総事業費に対して５％の補助金以下であれば、消費税を戻すという作業をしなければならないということです。

○**宮城克　委員長**　又吉亮委員。

○**又吉亮　委員**　ということは、前年度費目存置で1,000円、次の令和２年度に634万円を返還するということは、５％未満……では前年度よりも、要は令和元年度よりも補助額は少なくて済むという、５％を割るということで、令和元年度が、補助額が少なくなるということで、令和２年度にお返しするというような認識でしょうか。

○**宮城克　委員長**　上下水道局次長。

○**上下水道局次長**　そのとおりでございまして、平成31年度、令和元年度、今年度においての補助金が減額されております。平成30年度においては５％以上の補助金を頂いたので、これが令和元年度について補助金の減額分で５％を割りましたので、それを返納するために次年度の予算に計上しているというふうなことです。

○**宮城克　委員長**　真喜志晃一委員。

○**真喜志晃一　委員**　先ほどの国債の件で、今回売却した場合は、いわゆる７億8,800万円、約８億円の売却で８億円の収入になると、これが８年後、毎年1,600万円もらえるけれども、この８億円よりも約１億5,000万円ほど低い金額６億5,000万円で売却するようになるというお話ですか。

○**宮城克　委員長**　上下水道局次長。

○**上下水道局次長**　８億円の国債がこのまま満期まで利息を頂いていくと、1,600万円、２％の利率ですので、毎年２％、1,600万円が８年間入ってきます。今現在、額面は８億円なのですけれども、これを売却しますと、評価額が９億5,000万円ついております。購入当時の７億8,800万円は元金として戻ってまいります。その評価額の差額、収益として１億5,000万円入ってまいります。

（「2,400万円ぐらいもうけるということですか」という者あり）

○**上下水道局次長**　そういうことでございます。

（「益が出るということですか、持ち続けるよりも」という者あり。）

○**宮城克　委員長**　真喜志晃一委員。

○**真喜志晃一　委員**　この資本的収入のほうにはいわゆる７億8,800万円と書かれていますけれども、今言ったプラス分の１億5,000万円は収益的収入のほうに出ているのですか。

○**宮城克　委員長**　上下水道局次長。

○**上下水道局次長**　特別利益の２目有価証券売却益のほうに入っています。

○**宮城克　委員長**　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　ちょっと細かいところというか、この宜野湾市の第２庁舎増改築改修工事概要とありますけれども、この第２庁舎ということ、第１庁舎はここですよね。宜野湾市は、水道局に土地を売却するわけですよね。庁舎は、これは宜野湾市のということになるのですか。ちょっと分かりやすく説明してもらっていいですか。

○**宮城克　委員長**　上下水道局次長。

○**上下水道局次長**　まず、水道局、当時水道部は、消防庁舎と同時に建てられております。消防庁舎と当時の水道部庁舎合わせて第２庁舎というふうに呼んでおります。入り口のほうに大きな石に第２庁舎というふうに書かれてございます。建物は、その当時、市が取得して、軍用地でございましたので、軍用地を返還していただいて、地主様から市のほうで購入しています、一括して。それを、その当時は使用貸借という形で、消防と水道部庁舎として、

水道部が費用を出して、水道部の資産として上げています。登記簿上、公共施設には表示登記、所有権保存登記はございませんので、あくまでも所有権の保存はされていないのですが、管理区分としては、建物は当時水道部のものとして扱っておりました。土地については宜野湾市の名義になっておりますので、それを使わせていただいているところです。

そういった状況の中、土地は市のもので、建物は水道局になっているところが、中には教育委員会も混在しているところがございました。そういうところで、どちらが管理しているのか明確にしようという議会からの御指摘がございまして、その中で、行政手続を踏んで、土地については行政財産使用許可を頂いて使用させていただいているところです。

今回、増改築改修を行うに当たって、建築許可申請が必要になっております。土地については宜野湾市、建物の改修は水道事業管理者で行いますので、その辺のことも明確にするために、土地も含めて事業管理者が管理するものとしていく所存でございます。ただ、不動産登記については、事業管理者の登記にはできませんので、あくまでも宜野湾市所有という形でありますので、所有権の保存登記はしないまま、管理区分を移管するということで、有償所管替えという手続をします。財政の勘定科目上は有償所管替えという費目がございませんので、土地の購入とさせていただいております。今後は、土地建物を全て水道事業管理者のほうで管理してまいります。

○**宮城克　委員長**　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　今、この呼び方も宜野湾市第２庁舎ということで今までどおりということで理解していいわけですね。

（「委員長、ちょっと休憩お願いします」という者あり）

○**宮城克　委員長**　休憩いたします。（午後２時２７分）

○**宮城克　委員長**　再開いたします。（午後２時３３分）

○**宮城克　委員長**　ほかにございませんでしょうか。上里委員。

○**上里広幸　委員**　ちょっと確認なのですけれども、第２庁舎の件でお伺いしますけれども、この完成イメージというのを拝見させてもらっているのですけれども、この下駄ばきの部分が今現在の駐車場部分になっているということで理解してよろしいですか。

○**宮城克　委員長**　上下水道局次長。

○**上下水道局次長**　そのとおりでございます。

○**宮城克　委員長**　上里広幸委員。

○**上里広幸 委員**　今現在庁舎内にある建物を撤去して、そこに移動する。

○**宮城克 委員長**　上下水道局次長。

○**上下水道局次長**　現在の建物は一切撤去しません。中のほうを改修、ITに対応するものとか設備の不具合を全部直して、箱物はそのまま使用させていただきます。

○**宮城克 委員長**　上里広幸委員。

○**上里広幸 委員**　ちょっと関連するのであれなのですが、これ完成後は今までどおり教育委員会さんも一緒に使用していくということでよろしいですか。

○**宮城克 委員長**　上下水道局次長。

○**上下水道局次長**　一緒に使用させていただくつもりでございます。

○**宮城克 委員長**　では、進めてまいりましょう。

では、審査中の議案第14号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克 委員長**　御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

議案第１５号　令和２年度宜野湾市下水道事業会計予算

～質疑・答弁～

○**宮城克 委員長**　次に、議案第15号　令和２年度宜野湾市下水道事業会計予算を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

では、準備ができたら説明のほうお願いします。

（執行部説明省略）

○**宮城克 委員長**　ありがとうございました。

では、早速ですが、委員の皆さん、質疑あれば挙手でよろしくお願いします。宮城司委員。

○**宮城司 委員**　この令和２年度の下水道事業の予算資料の中で、２番の伊佐汚水枝線工事という、課長が以前説明した、これそのときは、今これ県の公共投資交付金、県補助事業となっているのですけれども、当時、あのときは何か単費でもという、あの事業とは違うのですか、何か単費でやるみたいな話があったのですけれども。

○**宮城克 委員長**　下水道施設課長。

○**下水道施設課長**　あの当時は、ここについては電線共同溝が入る予定だった。そのときに、国のほうから３月末からは工事に入るので、下水道もすぐに着手してほしいという要望があって、通常であれば、補助金は交付決定通知を頂いてから初めて工事が着手できるものですから、それが待てない状態であった。緊急という判断をして単費を投入していこうかなという計画で進めてまいりました。

　ところが、国の電線共同溝工事が発注予定でありましたが、入札不調で流れたことによって、時間的な余裕ができたものですから、できれば補助金を適用して、市の費用を軽減に持っていこうと、今回補助金を適用して整備することになっております。以上です。

○**宮城克　委員長**　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　では、よかったということですね。

○**宮城克　委員長**　下水道施設課長。

○**下水道施設課長**　市のほうはよかったということです。

○**宮城克　委員長**　濱元朝晴委員。

○**濱元朝晴　委員**　Ａ３のほうのちょっと、⑤の汚水枝線工事ですか、新設156メートル、これは市道宜野湾11号の場所なのですか。

○**宮城克　委員長**　下水道施設課長。

○**下水道施設課長**　これは⑤ですね。これは、市道宜野湾11号に布設する工事になっております。

○**宮城克　委員長**　濱元朝晴委員。

○**濱元朝晴　委員**　というのは、向こうはもっと長い距離でやると思います。今回はこの部分だけ圧送管を新設するという形でよろしいですか。

○**宮城克　委員長**　下水道施設課長。

○**下水道施設課長**　下水道については、どうしても下流側から整備するということでありますので、今⑤のほうの下流側はもう整備済みでございます。それの上流側を整備する。残りの部分については、沿線沿いの宅地利用を見ながら、随時整備していこうと、新年度についてはこの⑤の部分を整備していきたいなと思っております。

○**宮城克　委員長**　伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄　委員**　参考までに教えてもらいたいのですが、先ほどの上水道について、給水栓数は若干増加している。ところが、年間総配水量は減少、これ何年か減少傾向が続いておりますけれども、一方で、下水道事業の予算の中では、排水戸数は同じく微増ということですけれども、年間総排水量については、上水道は減っているけれども、下水道は増えています。それは、布設戸数が増えたというようなことなのか、あるいはほかの理由があるのか、そ

の辺ちょっとお答えください。

○**宮城克　委員長**　上下水道局次長。

○**上下水道局次長**　おっしゃるとおり、接続件数が増えた。浄化槽使用者からの下水道接続の方々が増えたことによるものでございます。

○**宮城克　委員長**　伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄　委員**　さっきの上水道との兼ね合いですけれども、163、給水栓数が増えたわけです。だけれども、使用量は減っているではないですか。同じように下水、イコールではないのは大体想像はできますけれども、下水道については増えていることもありますが、排水量はやっぱりそれ以上に増えているような感じするのですが、それをどう捉えるべきなのか、理由はちゃんと分かっているはずなので、もう一度御説明をお願いします。

○**宮城克　委員長**　上下水道局次長。

○**上下水道局次長**　まず、下水道の排水量については、基本となるのが水道の使用でございます。水道の使用量につきましては、１人当たり１日約1.5リットルが計算上下がっている、使用しなくなっています。これは、我々として大変申し訳ないところでございますが、皆様方の水道への不信感なのか、使用量が減っているところでございます。それによりまして、水道はもう１人当たりの減、ただ下水道はそのまま流しますところに、1.5リットルは減ではございますが、そのままある接続確認件数が増えています。トータルしますと、差し引きで排水は増えている状況にございます。

○**宮城克　委員長**　伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄　委員**　午前中に、いわゆる有機フッ素化合物の請願がありました。その中で、今おっしゃるところのそういったことが何年か前から叫ばれていて、要は安易にというか、気楽に安心して使用ができない、特に飲み水については、ミルクをこれで沸かせないとか、飲めないとかというようなことがあったのです。この主張のもしかしたらその裏づけということで考えていいのかなと思いますけれども、その辺についてはどのようにお考えですか。

○**宮城克　委員長**　上下水道局次長。

○**上下水道局次長**　私どもとしましては、安全で安心できる水として供給しておりますので、御指摘に関しては適正に使うことは問題ないと考えております。

　ただ、個人のニーズのものですので、それに対しての不信感やら味が悪いとか、そういったものについては、もう我々として止めることはできませんので、それについても個人個人の使用に関することですので、コメントは差し控えさせていただきます。

○**宮城克　委員長**　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　下水道使用料収益の１番、営業収益の中に３つ、下水道使用料、雨水処理負担金、その他営業収益とあるのですが、２番の雨水処理負担金、これは前年度と今年度、前年度1,500万円、今年度１億2,100万円と、比較なのですが10倍近く増えているのですけれども、その要因と、その出し方というのはどのようにするのか説明お願いしていいですか。

○**宮城克　委員長**　上下水道局次長。

○**上下水道局次長**　収益的収入、１款１項２目雨水処理負担金の件でございますが、当年度までは、現年度ですね。今年の予算までは、４条の資本的支出に充当する雨水管渠築造に係る負担金として、直接４条で、工事費に充当するものとして、４条で負担金として収入しておりました。これが、この比較表を御覧いただきますと、資本的収入の１款２項３目他会計補助金の部分に当たります。8,488万7,000円、ここに令和２年度は計上されました。ここについて、４条でそのまま計上していたものが維持管理費もトータルして、一旦３条で受け入れることに経理上変更しております。３条、収益的収入のほうに繰り入れし、そしてその中で利益譲与、すなわち収支精算で利益が生じた部分については、内部留保資金として計上し、４条で不足する資本的支出の額に充てる手続を踏みます。４条、資本的工事、設備投資をする、投資する工事費の裏負担を直接４条に組み入れた作業を、３条、収益的収入のほうに一旦入れて、そこで生まれた利益として、４条、資本的支出の負担額として計上していくのが適正だという会計法の御指摘を受けまして、変更しているところでございます。

○**宮城司　委員**　この収入は、今年度は、収益は増えているわけですよね。雨水処理負担金が増えている。１の２の３の他会計が減っているのです。そっちを説明してもらっていいですか。

○**宮城克　委員長**　上下水道局次長。

○**上下水道局次長**　資本的収入の部分で、雨水管渠築造費、これ２億4,700万円、費用が使えます。前年度は、そのまま使う部分の裏負担分、単費負担分を他会計補助金として収入しております。４条で収入に入れていました。４条で収入に入れていましたけれども、会計上、ここに直接するものではなく、一旦３条、維持管理を含めた３条で受け入れることになります。資本的収支で言いますと、本年度の部分の資金過不足３億8,400万円不足することになります。この資本的収支だけではですね。それを収益的収支のところで経常収支の収益を２億5,800万円利益が出ます。その利益を補填財源として充ててまいります。それでも足りない部分については、平成30年度に発生した利益譲与、減債積立金に積み立てております１億8,000万円ですから、１億円をプラスして補うことになります。

○**宮城克　委員長**　又吉亮委員。

○**又吉亮　委員**　このＡ３の資料の建設改良工事一覧の６番、伊佐浜汚水幹線移設工事、アクセス道路の部分で、合意書の途上というようなことであったのですけれども、これ資本的支出の31ページ、１款１項１目工事請負費の中の補助事業と書いている、これだと思うのですけれども、これ補助事業として補助を受け入れている場所はどこになっていますか。

○**宮城克　委員長**　下水道施設課長。

○**下水道施設課長**　図面にも描いてありますとおり、右側の下のほうに黒線の説明書きで、他会計負担金事業とあります。これについては、喜友名23号の道路整備事業で補助金を頂きます。喜友名23号については、土木課のほうで整備していきますので、向こうのほうで防衛補助を頂いて、そこから依頼事業みたいになりますが、土木から依頼を受けて負担金を頂いて整備するということになっております。

○**宮城克　委員長**　又吉亮委員。

○**又吉亮　委員**　では、土木のほうから負担金を受け入れて、その受けるところはどこの項目になりますか。

○**宮城克　委員長**　下水道施設課長。

○**下水道施設課長**　これについては30ページ、資本的収入の１款３項１目他会計負担金、この中に含まれています。

○**宮城克　委員長**　又吉亮委員。

○**又吉亮　委員**　では、この31ページの工事請負費の中で１億9,548万3,000円、これ４つの事業の総計だと思うのですけれども、では30ページの7,669万4,000円がこの伊佐浜の工事だとすると、残りの３事業で、それを差し引いた額であるとは思うのですけれども、補助事業と単独事業で幾らずつなのかと、この明細の中にはこの４つの事業は幾らかかるというのは分からないのですけれども、伊佐浜のほうでは7,600万円の受入れをしているので、その部分がその工事に当たるのか、この上の補助事業、２つの事業と単独事業の２つの事業の内訳は、幾らずつなのか伺いたい。

○**宮城克　委員長**　上下水道局次長。

○**上下水道局次長**　まず１つ目に、7,669万4,000円が全て伊佐浜の部分に係るものではございません。伊佐浜はこの中の令和２年度の工事分としまして2,280万円、業務委託、現場技術業務費用としまして380万円、約2,600万円程度が伊佐浜に係る部分でございます。残りは、他の単独事業に係る部分でございます。

　あと、単費と補助金の内訳につきましては……

○**宮城克　委員長**　下水道施設課長。

○**下水道施設課長**　工事の補助事業と単独事業の内訳なのですけれども、補助事業といたしましては、ちょっと待ってください。失礼しました。補助事業といたしましては１億9,059万1,000円、単独事業といたしましては889万2,000円になっております。この１億9,059万1,000円の中に、先ほど言った汚水の工事５件と伊佐浜の汚水施設、この１件、トータル６件になっています。

（**又吉亮　委員**　「済みません。もう一度お願いします。単独事業費。」と呼ぶ。）

○**下水道施設課長**　単独事業につきましては889万2,000円になっております。

○**宮城克　委員長**　下水道施設課長。

○**下水道施設課長**　今の工事内容につきましては、汚水の話です。雨水はまた別個であります。

　ちなみに、雨水のほうでございますが、雨水の補助事業工事といたしましては１億1,010万9,000円、単独事業としましては1,158万8,000円になっております。

○**宮城克　委員長**　上里広幸委員。

○**上里広幸　委員**　ちょっと前年度と違うところがありまして、教えていただきたいです。資本的収入、30ページ、資本的収入、１款２項３目が本年度抜けている理由を教えていただきたいのです。30ページです。資本的収入の１款２項３目が抜けた理由、ちょっと教えていただきたい。他会計補助金です。

○**宮城克　委員長**　上下水道局次長。

○**上下水道局次長**　他会計補助金がございませんので、区分を消しております。

○**宮城克　委員長**　上里広幸委員。

○**上里広幸　委員**　これは、費目存置とかで残すとかではなくて、もうそのまま消しているのですか。

○宮城克　委員長　上下水道局次長。

○**上下水道局次長**　先ほど申しましたとおり、ここの４条の受入れの他会計補助金については、全て３条で、収益的収入のほうで受け入れるため、発生しませんので、費目存置もしておりません。

○宮城克　委員長　上里広幸委員。

○**上里広幸　委員**　ありがとうございました。

　もう一点よろしいですか。この資本的支出のこの固定資産購入費というのも予定がないので、費目存置も出ていないということでよろしいですか。32ページです。有形固定資産購入費が計上されていないのですけれども。

○宮城克　委員長　上下水道局次長。

○**上下水道局次長**　令和２年度については用地取得がございませんので、費用科目から外れています。発生した場合には、改めて枠をつくり、勘定科目を掲載してまいります。

○宮城克 委員長　上里広幸委員。
○**上里広幸 委員**　この書き方としては、この費目存置で残さずに、購入する際にまた増設するというやり方、今までもそういったやり方ですか。
○**宮城克 委員長**　上下水道局次長。
○**上下水道局次長**　全てはそうではございませんが、ある程度発生が予想されるものについては、費目存置しながら、その手続を踏まないですぐ対応できるようにしてありますが、明らかに今年はないよという部分については、明記しないことにしております。
○**宮城克 委員長**　米須清正委員。
○**米須清正 委員**　③の長田汚水枝線工事、これは場所はどの辺か、ちょっと説明のほうをお願いできますか。
○**宮城克 委員長**　下水道施設課長。
○**下水道施設課長**　こちらにつきましては、長田のハンタ道のところでございます。そこについては、道路敷になっておりまして、いまだに下水道管が布設されていないところでございますが、これにつきましては御存じのようにハンタ道の道路部分がやはり弱いところがありまして、そこに布設するのは厳しいということになりましたけれども、地域の地権者の方からの協力を得られて、一部提供していただくことの承諾を頂けましたので、そこについては承諾頂いたので、新年度、下水道整備をしていきたいなと思っております。
○**宮城克 委員長**　米須清正委員。
○**米須清正 委員**　では、崩れたところの場所ですよね。長さはどの辺まで行かれるのか。
○**宮城克 委員長**　下水道施設課長。
○**下水道施設課長**　長さにつきましては210メートル、その一部が逆勾配になっていますので、マンホールポンプを設置して、また逆のほうに延ばす延長が104メートルになっています。トータルで約315メートル、一部は重なっている２重管になっている箇所で、圧送管がありますので２重管になっております。道路延長としては約210メートルです。以上です。
○**宮城克 委員長**　米須清正委員。
○**米須清正 委員**　では、畑のところを削って道路はできているのです。あれ多分舗装するはずですけれども、もしこれ今回でこの予算が通れば、舗装しないでそのまま削ったほうがいいのではないかなと思うのですけれども。
○**宮城克 委員長**　下水道施設課長。
○**下水道施設課長**　現計画の中では、さっき言った地権者からの提供がありまして、そこに入れる計画です。今土木課と調整中でありますけれども、土木が改修するのであれば、また修正をかけながら、道路敷内に入れるように検

討していきたいと思います。

○**宮城克　委員長**　休憩いたします。（午後３時０１分）
○**宮城克　委員長**　再開いたします。（午後３時１２分）

○**宮城克　委員長**　進めましょう。
　では、審査中の議案第15号について、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」という者あり）
○**宮城克　委員長**　御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○**宮城克　委員長**　休憩いたします。（午後３時１３分）
○**宮城克　委員長**　再開いたします。（午後３時２３分）

【議題】
議案第２２号　宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○**宮城克　委員長**　議案第22号　宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
　本件に対する質疑を許します。
　では、説明のほうよろしくお願いいたします。
（執行部説明省略）
○**宮城克　委員長**　ありがとうございます。
　では、委員の皆さん、早速ですが、今の説明で何か分からないこと、質疑あれば挙手にてよろしくお願いします。
　ありませんでしょうか。分かりやすい説明ではありました。伊佐哲雄委員。
○**伊佐哲雄　委員**　時代の流れかなというふうに率直に思うのですけれども、具体的に何がどう変わるのかというのが、この表記上はこういうふうになりますということですけれども、何が便利になって、何かに利益はあるのかというのは、実際の現場の中ではどのように考えているか、ちょっとお尋ねします。
○**宮城克　委員長**　市民課長。
○**市民課長**　住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令というのがござい

まして、それが平成31年４月17日に公布されております。11月５日から施行という形になっているのですが、その中に、今までは氏、名だけだったのですが、旧氏というのは、女性活躍推進時代というのを、政府のほうがガバメント計画の中に打ち出しまして、そこの中でやはり結婚してもそのまま旧氏でとか、場合によっては、今までも旧氏を使ってやっている方もいらっしゃいます。そういう方々が活躍できるようにするために、法律の中で施行していこうということがございます。ですから、住民票の中にも本人から申請があれば、旧氏というのが記載されます。マイナンバーにおいても同じように、氏名の後ろに旧氏というのがきちんと併用してうたわれるようになりましたので、それに伴って、では名前だけでいいのかといったときに、旧氏といったときに、ではこの方が名前、印鑑がきちんと登録されていなければ、また例えば銀行であったりとか税務署とか、そういったところに登録するときに若干違うのではないかというのはございます。ですから、それができるようにするために、今回住民基本台帳法施行令が改正されたことを受けて、国でいう印鑑登録証明事務処理要領改正というのがございまして、それに伴って各市町村でも印鑑条例を改正することになっておりますので、それに合わせて宜野湾市は印鑑条例を改正するということでございます。

○**宮城克　委員長**　伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄　委員**　よく分かりました。この施行日なのですが、４月ではなくて10月に、約半年間ぐらい期間があるわけですけれども、その間に何か作業があってというようなことなのかなと思いますけれども、それについては御説明お願いします。

○**宮城克　委員長**　市民課長。

○**市民課長**　今回、附則に令和２年10月１日から施行するというふうにございますが、それはまずシステムの改修がございます。住民基本台帳でいうシステムの部分とコンビニシステムの改修がございまして、令和２年度予算に計上しておるものですから、計上して予算が通った段階で、４月以降にしか、まずそのシステムの改修ができないということがございます。そこから契約をしまして、ほぼ３か月から４か月、業者のほうからこのシステムの改修がございますので、10月１日というふうにさせていただいております。

○**宮城克　委員長**　伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄　委員**　よく分かりました。要はシステム改修云々というのはお金がかかるところで、コンビニあたりでもそれなりの多分費用がかかるのかなと思いますが、それについての措置というか、そこら辺、直接関係ないかもしれませんけれども、その辺のところの情報ありますか。どこで持つのだと。

○**宮城克　委員長**　市民課長。

○**市民課長**　これは、令和２年度予算に、市民課の予算の中に計上されておりまして、印鑑証明旧氏併記住基システム改修費用で22万2,750円、コンビニシステム改修で46万2,000円というふうに計上させていただいております。
○**宮城克　委員長**　ほかにございますでしょうか。上里広幸委員。
○**上里広幸　委員**　確認なのですけれども、この磁気テープと磁気ディスクという違いは何ですか、説明お願いします。
○**宮城克　委員長**　市民課長。
○**市民課長**　通常今までテープ、昔はテープを使っていました。
（上里広幸　委員　「カセットテープのテープで理解していいのか。」と呼ぶ。）
○**市民課長**　そういう意味で、そこでいう磁気のテープがございまして、それが今はもう既に全国的にディスクに改められておりまして、宜野湾市においてもう既にディスクに変わっているのです。ところが、印鑑登録証明事務処理要領の中では、国の定めていたのはテープというふうにありましたので、これは宜野湾市の実情に合わせて、きちんとディスクにしていかないといけないということがございまして、テープからディスクにすることは容量も増えますので、安定した保存ができるということでございます。
○宮城克　委員長　上里広幸委員。
○**上里広幸　委員**　これはハードディスクと差は何があるのですか。
○**宮城克　委員長**　市民課長。
○**市民課長**　一緒という考えです。
○**宮城克　委員長**　宮城司委員。
○**宮城司　委員**　ちょっと確認させてください。氏が変わって、今までは変わったらこの印鑑証明を変えないといけなかった。これからは、そのまま使えるということになるのか。それとも両方明記しなさいということなのか。
○**宮城克　委員長**　市民課長。
○**市民課長**　今までは、旧氏というのは住民基本台帳には登録できなかったのです。ところが、令和元年11月５日からは、本人が旧氏を申請すれば登録できます。あくまでこれ申請式です。皆さんが全てやるわけではなくて、今まで使っていた、例えば有名な方がいて、自分は今まで講演会をしていたとか、この名前を使っているけれども、結婚したら名前変わると、ではこの方誰なのというのが分からないので、この名前を使う方がいらっしゃるのです。そういったときに、本人が申請をして初めて、11月５日以降は登録ができますよというのが今回の改修、住民基本台帳システムの改修なのです。これを受けて、宜野湾市としては、まだ住民基本台帳とマイナンバーカードは旧氏が併記できたのですが、印鑑はできなかったということで、今回印鑑を登録ができるようにしましょうというのが今回の改修です。

○**宮城克　委員長**　市民経済部次長。

○**市民経済部次長**　ちょっと少し補足で、住民票はそんな感じですけれども、印鑑登録は、登録できる印鑑はもう旧氏か新氏かどちらか一つということになります。

○**宮城克　委員長**　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　ということは、夫婦別姓というのもオーケーということになってくるのですか。

○**宮城克　委員長**　市民課長。

○**市民課長**　**そう**ではないです。あくまで、例えば宮城さんと野村さんが結婚します。女性が宮城で野村になりましたら、名前は野村なのです。ところが、その後ろに、例えば宮城というのも一緒になって併記できますよということなのです。あくまで別姓ではありません。

○**宮城克　委員長**　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　もう一点だけ、２条の中で、本市の住民基本台帳に記載されているというところが、本市が備える住民基本台帳に変わるという字句の改めなのですけれども、これ僕、何が違うかちょっとよくあれなのですが、これを変えることによって、あとどこに何か意味出てくるというところの説明してもらっていいですか。

○**宮城克　委員長**　市民課長。

○**市民課長**　すみません。これは、国が定めている事務処理要領をこのように改正しなさいというのがございまして、今回それに基づいた形での改正になっているものですから。

○**宮城克　委員長**　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　後で、何かこのためにしているとかということではないわけですね。

○**宮城克　委員長**　市民課長。

○**市民課長**　**そう**ではないです。

○**宮城克　委員長**　よろしいですか。

○**宮城克　委員長**　休憩いたします。（午後３時４７分）

○**宮城克　委員長**　再開いたします。（午後３時４７分）

○**宮城克　委員長**　では、審査中の議案第22号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○**宮城克　委員長**　休憩いたします。（午後３時４８分）

○**宮城克　委員長**　再開いたします。（午後３時４８分）

○**宮城克　委員長**　本日の会議はこの程度にとどめ、次回は３月６日午前10時から委員会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時刻　午後３時４９分）

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日　　令和２年３月６日（金）　３日目

午前１０時０１分　開議
午前１０時４７分　閉会

○場　　所　　第２常任委員会室

○出席委員（８名）

委員長	宮城　克	副委員長	米須清正
委員	濱元朝晴	委員	宮城　司
委員	又吉　亮	委員	上里広幸
委員	真喜志晃一	委員	伊佐哲雄

○欠席委員（０名）

○参考人（０名）

○説明員（２名）

建設部参事兼建築課長	嶺井辰也	建築課市営住宅係長	照屋盛充

○議会事務局職員出席者

議事担当主査	大城拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

（１）陳情第３１号　公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情
（２）陳情第　９号　比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情
（３）陳情第１５号　公契約条例の制定を求める陳情
（４）議案第２２号　宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例について
（５）議案第　３号　令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）
（６）議案第　６号　令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）
（７）議案第　９号　令和２年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算
（８）議案第１０号　令和２年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算
（９）議案第１３号　令和２年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算
(10) 議案第１４号　令和２年度宜野湾市水道事業会計予算
(11) 議案第１５号　令和２年度宜野湾市下水道事業会計予算
(12) 議案第２６号　令和２年度西普天間住宅地区造成工事（３工区）請負契約について
(13) 議案第２７号　令和２年度西普天間住宅地区造成工事（１工区）請負契約について
(14) 議案第２８号　令和２年度西普天間住宅地区造成工事（２工区）請負契約について
(15) 議案第２９号　市道の認定について
(16) 請願第　６号　宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願
(17) 陳情第　９号　比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情
(18) 陳情第１５号　公契約条例の制定を求める陳情
(19) 陳情第３１号　公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

第４２５回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和２年３月６日（金）第３日目

○**宮城克　委員長**　おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第３日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻　午前１０時０１分）

【議題】

陳情第３１号　公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

○**宮城克　委員長**　陳情第31号　公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

本陳情の趣旨としては公営住宅条例を改正し、公営住宅の入居に際して保証人を不要とすること、また緊急連絡先については、確保できない場合に入居後の生活支援に関わる団体を緊急連絡先に代替させることとなっております。これについて、当市の市営住宅における現状などについては、まず当局に説明をいただき、その後に質疑としたいと思います。

では、説明をお願いします。

○**建設部参事**　まず、お手元のほうに今日宜野湾市市営住宅連帯保証人取扱要綱というのをお配りしております。宜野湾市の市営住宅の連帯保証人の今現状としましては、連帯保証人は今現在２人必要としております。３条のほうに資格要件として書かれております。連帯保証人については２人で、国内に住んでいる方、それと独立の生計を営んでいる方、それと３で、65万円以上の収入がある方ということでやっております。

連帯保証人には資格要件を満たしていないという方で、４条のほうで、未成年または生活保護者等々を記入されております。

この取扱要綱については、平成30年３月15日に改正をしております。平成28年度に県議会で連帯保証人の基準が厳しいということもありまして、平成30年にこのもともと厳しかったものについて改正をして、大分ゆるゆるというか、こういうような内容にしております。その際の、当時の軽減の内容としましては、まず年齢制限60歳未満というのがあったのですけれども、それを撤廃しているということと、居住地について、県内ということだったもの

を国内という形にしております。公営住宅に住んでいない方は駄目ですよというのも、これも撤廃しております。総収入がおおむね約200万円程度だったと思うのですけれども、それが65万円という形になっております。

今回、陳情の中で、連帯保証人についてなくすという形で陳情上がっているのですけれども、市の取扱要綱の中で、裏面のほうで、第７条について、連帯保証人の免除という規定もございます。この免除する内容としましては、まず被災者、被災市街地復興支援特別措置法等に指定された被災者、それとＤＶの被害者、それとその他としまして、市長が特別な事情と認める方々については、連帯保証人については免除することができますということで、この陳情については、全ての方々の連帯保証人をなくせというような内容になっておりますけれども、免除の規定もございますので、市としては今の連帯保証人、これが２人というところはちょっとどうかとは思いますけれども、保証人の制度につきましては、そのまま継続していきたいなというふうに考えております。以上です。

○**宮城克　委員長**　ありがとうございました。

では、委員の皆様、今の説明に対して質疑、何か意見がありましたら、挙手にてお願いします。真喜志晃一委員。

○**真喜志晃一　委員**　この陳情の要望では、保証人を不要とすることとあるのですけれども、もしこの保証人をなくした場合に考えられることってどんなことが主にありますか。

○**建設部参事**　保証人をなくすということになると、通常の民間の住宅でも保証人等要るものについては立てていると思いますけれども、市営住宅についても保証人を立てている、保証人の制度をなくすとなると、滞納等が増えないかというところが危惧するところでございます。

○**宮城克　委員長**　真喜志晃一委員。

○**真喜志晃一　委員**　あと、もう一点、２番目の緊急連絡先が確保できない場合に、生活支援に関わる団体とありますが、市当局のほうでは、生活支援に関わる団体というところはどういうところを考えているというか、連想していますか。

○**宮城克　委員長**　建設部参事。

○**建設部参事**　この陳情の３ページのほうの下のほうに、緊急連絡先となってくれる方がいない場合ということで、社会福祉協議会とか地域包括支援センター、介護サービス事業所、そういったものがあるのですけれども、これらについて、昨日、福祉推進部のほうに問い合わせしたところ、そういったところが今そういった緊急連絡先にはなることがないというふうなことになっているので、そこについては建設部として、こういったところが緊急連絡先

になっていただければありがたいなとは思いますけれども、今のところこういった事業所が、この陳情の中ではそういったところが代替としてなるのではないかという話はありますけれども、本当にそうなのかというところは、その福祉のところの了解頂いていないので、ちょっと未定というふうな形になります。

○**宮城克　委員長**　濱元朝晴委員。

○**濱元朝晴　委員**　さっきも真喜志委員からもありましたが、保証人を不要とした場合に、滞納が増えるということの答弁ありましたが、宜野湾市の場合はどのくらいの滞納が今あるのか、その状況だけ教えてください。

○**宮城克　委員長**　市営住宅係長。

○**市営住宅係長**　今の御質疑にお答えします。過年度分の滞納分なのですけれども、こちらの把握しているのが令和２年２月28日現在なのですけれども、ここを含めて現在の滞納額としては962万8,650円、滞納者数としては延べ30人になっております。

○**宮城克　委員長**　濱元朝晴委員。

○**濱元朝晴　委員**　今金額聞いたら、大分大きい金額と、30名もいるということで、今保証人を不要とした場合は、もっと増えるというような可能性があると思いますが、この保証人が不要ということと、あと３条の連帯保証人が２人ということがあります。これが１人になった場合、その辺どういうふうに変わるか。

○**宮城克　委員長**　建設部参事。

○**建設部参事**　今、うちのほうの条例の中で２人という形になっていますけれども、全国的には大体64％が１人という連帯保証人、２人というのが36％というデータもございますので、１人でも問題はないのかなというところで、今後見直すということも視野に入れながらというところはあります。

　しかし、免除という規定もございますので、２人立てられないというときに、ではこの申請書等を出して、理由を聞いて、１人ということをこちらのほうで了解すれば、１人でもいいのかなということで、今現在でも、そういった運用はできるのかなというふうには考えております。

○**宮城克　委員長**　真喜志晃一委員。

○**真喜志晃一　委員**　先ほどの滞納者が30人で、滞納額が962万円というふうに伺ったのですが、これ以前に、連帯保証人が代わりに立て替えて払っている金額というのはここには含まれていないのですよね。その連帯保証人が払っているのは大体どのぐらいですか。

○**宮城克　委員長**　市営住宅係長。

○**市営住宅係長**　今の御質疑ですけれども、先ほど申し上げた金額約962万円の

中に、過去に連帯保証人が肩代わりした方は実際に１人いらっしゃいます。ただ、これはもう全て滞納額は完納していますので、この962万円の中には金額は入っておりません。

○**宮城克　委員長**　真喜志晃一委員。

○**真喜志晃一　委員**　その金額はどのぐらいの金額を立て替えたのですか。

○**宮城克　委員長**　市営住宅係長。

○**建設課市営住宅係長**　今、正確な数字はちょっと覚えていないのですけれども、総額約20万円から30万円の間というのは記憶しています。

○宮城克　委員長　真喜志晃一委員。

○**真喜志晃一　委員**　それ資料で頂いてもいいですか。

○**宮城克　委員長**　市営住宅係長。

○**市営住宅係長**　後ほどこの滞納額と……

○宮城克　委員長　建設部参事。

○**建設部参事**　現時点での流れ、分かるやつ、滞納、今の……

○宮城克　委員長　真喜志晃一委員。

○**真喜志晃一　委員**　そうです。今現在の滞納者数と滞納の金額と、以前に連帯保証人が払った人数と払った額。

○**宮城克　委員長**　お願いします。宮城司委員。

○**宮城司　委員**　今の資料要求なのですけれども、これ令和２年が962万円で30人ということですよね。過去５年間のこの推移、年間どれぐらい滞納で、30名ということなのだけれども、何世帯のうち何世帯というところとか、あと市営住宅の家賃の推移、あの当時は、５年で元に戻すという話がありましたよね。今は、急に上げることはできないから、本当の値段に戻すという、その状況はどうなっているのか伺いたい。

○**宮城克　委員長**　建設部参事。

○**建設部参事**　今、委員おっしゃる内容については、伊利原市営住宅のＡ、Ｂ、Ｃ棟を建てた際に、この入居者が急に家賃が今度上がるということに関して、少しこの緩和措置という形で何年かの猶予期間があるよということもあったのですけれども、それについてはもう猶予期間終わっております。

（**宮城司　委員**　「戻っているのですか。」と呼ぶ。）

○**建設部参事**　戻っているということではなくて、家賃算定の部分で、このぐらいの拡幅になるよというところを、一気にこの価格にするのではなくて、伊佐から移ってくるはずなので、伊佐から移ってこられた方が相当安い金額で入っていたものを一気にこの額ではなくて、５年間をかけて通常の家賃算定の額に持っていったというそういった経緯になります。

○宮城克　委員長　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　では、これはもう５年たっているということですか。
○**宮城克　委員長**　建設部参事。
○**建設部参事**　たっています。
○宮城克　委員長　宮城司委員。
○**宮城司　委員**　適正な金額にということですよね。元に戻ったのではなくて……
○**宮城克　委員長**　建設部参事。
○**建設部参事**　今現在の法的に適正な家賃算定の額にしておりますということです。
○宮城克　委員長　宮城司委員。
○**宮城司　委員**　資料の中に、今言った、平均家賃というの、はどれぐらいなのかというのも添えてもらっていいですか。
○**宮城克　委員長**　建設部参事。
○**建設部参事**　今、所得に対して家賃が上がってくるものですから、例えば毎年幾ら歳入があるということで、全体の中でこの世帯数で割ることでは平均は出るのですけれども……
○宮城克　委員長　宮城司委員。
（**宮城司　委員**　「それで出してもらっていいですか。」と呼ぶ。）
○**建設部参事**　これ、所得割とかいろいろありますよね、保護だったり、みんなばらばらですよね。これは、ちょっと資料として難しいというか、これをどう分析するのかというところもよく分からないのですけれども。
○宮城克　委員長　宮城司委員。
○**宮城司　委員**　いわゆる市場とのこの差というのがどんなになっているのかというところです。そこで、保証人が必要ないというところの、本当に保証人必要なくした場合に、今滞納とかというのもどんなになってくるのかというところで、ちょっと見てみたいなと思ったのだけれども。
　では、所得別には出せるということ。これは公表されていることだから。
○**宮城克　委員長**　建設部参事。
○**建設部参事**　家賃の算定基準というか、どういう方法で家賃が算定されるということはお示しすることはできるのですけれども……
○宮城克　委員長　宮城司委員。
（**宮城司　委員**　「では、それが何世帯というのは出せますか。」と呼ぶ。）
○宮城克　委員長　建設部参事。
○**建設部参事**　入居者が300世帯以上いるものですから、それを今委員おっしゃっている、幾らの方が何名いるということをちょっと仕分けするのについては、大分時間がかかるのかなとは思います。どういう人が入っているのかと

いうことを、またそれを細かく仕分けするというのも、どういう資料をつくればいいのかというのがちょっと難しいところではあります。

○宮城克 委員長　宮城司委員。

○**宮城司 委員**　では、滞納者の家賃帯というのは出せますか。

○宮城克 委員長　建設部参事。

○**建設部参事**　それは大丈夫です。

○宮城克 委員長　宮城司委員。

○**宮城司 委員**　では、それでお願いします。

○**宮城克 委員長**　又吉亮委員。

○**又吉亮 委員**　保証人を確保できないことで公営住宅に入居できなかった人、幾つかの部分が把握できていないというふうにこれは書かれているのですけれども、陳情書の中にですね。宜野湾市のほうでは保証人を確保できずに入居できなかった人という、実際に事例があったのか。そして、それを何件ということで把握されているのか。

○**宮城克 委員長**　建設部参事。

○**建設部参事**　今、要綱が平成30年３月に改正されているのですけれども、この改正の以前については、約５年間で見ると、２件ほどございました。要綱を改正した後の部分についても、また同じく２件あったのですけれども、その内容につきましては、免除規定等も説明をして、いろいろやったのだけれども、相手がこの書類等を出す時期が、この空き家待ちという言葉は期限が決められておるのです。この期限を越えてしまったということで、資格が消滅したというのがありました。要綱の前に約２名、要綱後には２件という形になります。

○**宮城克 委員長**　真喜志晃一委員。

○**真喜志晃一 委員**　先ほどの家賃の算定方法の何か式があるのですか、それも資料でもらってもいいですか。

○**宮城克 委員長**　建設部参事。

○**建設部参事**　資料提供いたします。

○**宮城克 委員長**　上里広幸委員。

○**上里広幸 委員**　ちょっと確認したいのがあるのですけれども、この宜野湾市営住宅連帯保証人取扱要綱が平成30年４月１日から改正されているのですけれども、これは保証人の確保困難な方が入居を希望される場合の対応とかいうことを理由に改正されたのですか。この改正理由をちょっと聞いていいですか。

○**宮城克 委員長**　建設部参事。

○**建設部参事**　ちょっと当時、私、その部署にいなかったので、詳しい内容は

わからないのですけれども、当時、これを改正したときの状況としましては、平成28年の県議会、３月議会において、公営住宅の収入規程等が200万円とか、沖縄県については低所得者が多い中で200万円とか、そういったところがあったというものもありましたし、そういったことが社会問題になっていたという時期があり、それを受けまして、市としても改正をしたというところは聞いております。

○宮城克　委員長　上里広幸委員。

○**上里広幸　委員**　この改正される前の資料等をお願いします。理由は、この所得目安として給与等収入が65万円という数字の部分、ちょっと比較したいので、どこが変更になったのか分かる資料があれば、それでもいいです。

　改善していって、今の形でさらに改善するという話になっているので、ちょっと以前のものを確認したいので、よろしくお願いします。

○**宮城克　委員長**　建設部参事。

○**建設部参事**　その当時の説明資料がございますので、それを資料提供したいと思います。

○**宮城克　委員長**　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　今のあれですと、国土交通省の方針を受けて、この陳情書によると、岡山市とか西宮市があるのですけれども、県内の市のどういう状況なのかという資料も請求していいですか。ついている。何ページ？

（「陳情のつづりの２枚目の後ろ」という者あり）

○**宮城克　委員長**　建設部参事。

○**建設部参事**　ちょっと補足なのですけれども、今、資料としてこの表がついていると思います。３番目ぐらいに宜野湾市がございますけれども、その他の条件として、同じ団地に入居していない方というところが書かれているのですけれども、これについては間違った情報というか、この条件はないということです。

（**宮城司　委員**　「宜野湾市の……」と呼ぶ。）

○**建設部参事**　同じ団地に入居していない方というふうに書かれている。これについては入居していてもできます。

○宮城克　委員長　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　この資料はどこから出ているの。

○**又吉亮　委員**　陳情者が出しているとのことです。

○宮城克　委員長　宮城司委員。

○**宮城司　委員**　では、これ県内の状況というのは、連帯保証人がほとんどのところは必要ということで理解していいのか。

○**宮城克　委員長**　同程度以上の収入と、もしくは65万円以上。入居決定者と同程度以上でも一緒なのですよね。

○**宮城克　委員長**　真喜志晃一委員。

○**真喜志晃一　委員**　基本的に県内はほとんどが、連帯保証人が必要になっていますが、県外で保証人も要らなくしている自治体とかがあるかは分かりますか。

○**宮城克　委員長**　建設部参事。

○**建設部参事**　県外までは調査しておりません。

○**宮城克　委員長**　皆さん、場合によってはまた所管事務でやってもいいので。米須清正委員。

○**米須清正　委員**　第７条の連帯保証人免除申請書について、免除になるということはどういうことですか。どのような方々。

○**宮城克　委員長**　建設部参事。

○**建設部参事**　先ほども説明したと思うのですが、まず災害の被災者、ＤＶの被害者、それと市長がこの理由に対して認めたという方、この３つの条件となっております。

○米須清正副委員長　宮城克委員。

○**宮城克　委員**　ちなみに、それ以外の要望というのは何か届いていますか。こういうのも免除してほしいみたいなのはありますか。

○**宮城克　委員長**　建設部参事。

○**建設部参事**　免除に関しては、理由については多々ありますので、個別案件ごとに検討するということもあるので、こういったものについてということであれば、今はそういったものはないのですけれども、免除してもらいたいという内容が出てくれば、そこは個々に対応したいなというふうに思います。

○**宮城克　委員長**　ほかにございますか。又吉亮委員。

○**又吉亮　委員**　すみません。ちょっと陳情の中身とは関係ないかもしれませんけれども、この要綱の中で、少し意味を教えていただきたい部分がありまして、第３条の３号、所得税の課税所得であることというこの一言の意味が分からないです。読めば読むほど分からないのですよ、この書類。所得税の課税所得であることという……

（「非課税」という者あり）

○**又吉亮　委員**　そうしたら、者とかがつくのかなと。所得があることとか、所得者であること。だけれども、この文だけ読むと、もう全然分からないのです。全ての要件を満たす者の中の所得税の課税所得であること。人を指しているような感じがしないのです。

（「これは、がですね」という者あり）

○**又吉亮 委員**　所得税の課税所得があること、もしくは所得者であることではないかなと思って、人を指すならば。

○**宮城克 委員長**　建設部参事。

○**建設部参事**　今、御指摘のとおり、所得税の課税があることということで意味は分かるのですが、であることということであれば、これが人間を指すのか何なのかというのは、ちょっと文面的に不明な部分がありますので、ここはもし……

（**又吉亮 委員**　「持ち帰りで……」と呼ぶ。）

○**宮城克 委員長**　ほかに。

（「進行」という者あり）

○**宮城克 委員長**　進行の声出ましたので、そのまま進めていきましょう。

では、審査中の陳情第31号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克 委員長**　御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○**宮城克 委員長**　休憩いたします。（午前１０時３６分）

○**宮城克 委員長**　再開いたします。（午前１０時３７分）

【議題】

陳情第９号　比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

～質疑・答弁～

○**宮城克 委員長**　次に、継続審査となっております陳情第９号　比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

○**宮城克 委員長**　休憩いたします。（午前１０時３９分）

○**宮城克 委員長**　再開いたします。（午前１０時３９分）

○**宮城克 委員長**　陳情第９号　比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情は、質疑の段階で継続審査としておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

陳情第１５号　公契約条例の制定を求める陳情

～質疑・答弁～

○**宮城克　委員長**　次に、継続審査となっております陳情第15号　公契約条例の制定を求める陳情を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

○**宮城克　委員長**　休憩いたします。（午前１０時４０分）

○**宮城克　委員長**　再開いたします。（午前１０時４０分）

○**宮城克　委員長**　審査中の陳情第15号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○**宮城克　委員長**　休憩いたします。（午前１０時４１分）

○**宮城克　委員長**　再開いたします。（午前１０時４１分）

【議題】

議案第２２号　宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例について

○**宮城克　委員長**　まず、継続審査となっております議案第22号　宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第22号を採決いたします。本件は議案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第３号　令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）

議案第６号　令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）

○**宮城克　委員長**　次に、継続審査となっております議案第３号　令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）、そして議案第６号　令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）、以上２件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本２件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第３号を採決いたします。本件は議案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第６号を採決いたします。本件は議案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○**宮城克　委員長**　休憩いたします。（午前１０時４３分）

○**宮城克　委員長**　再開いたします。（午前１０時４３分）

【議題】

議案第　９号　令和２年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算

議案第１０号　令和２年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算

議案第１３号　令和２年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算

議案第１４号　令和２年度宜野湾市水道事業会計予算

議案第１５号　令和２年度宜野湾市下水道事業会計予算

○**宮城克　委員長**　次に、継続審査となっております議案第９号　令和２年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算、議案第10号　令和２年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算、議案第13号　令和２年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算、議案第14号　令和２年度宜野湾市水道事業会計予算、議案第15号　令和２年度宜野湾市下水道事業会計予算、以上５件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本５件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第９号を採決いたします。本件は議案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号を採決いたします。本件は議案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号を採決いたします。本件は議案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号を採決いたします。本件は議案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号を採決いたします。本件は議案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第２６号　令和２年度西普天間住宅地区造成工事（３工区）請負契約について

議案第２７号　令和２年度西普天間住宅地区造成工事（１工区）請負契約について

議案第２８号　令和２年度西普天間住宅地区造成工事（２工区）請負契約について

○**宮城克　委員長**　次に、継続審査となっております議案第26号　令和２年度西普天間住宅地区造成工事（３工区）請負契約について、議案第27号　令和２年度西普天間住宅地区造成工事（１工区）請負契約について、議案第28号　令和２年度西普天間住宅地区造成工事（２工区）請負契約について、以上３件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本３件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第26号を採決いたします。本件は同意すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

これより議案第27号を採決いたします。本件は同意すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

これより議案第28号を採決いたします。本件は同意すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

【議題】

議案第２９号　市道の認定について

○**宮城克　委員長**　次に、継続審査となっております議案第29号　市道の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第29号を採決いたします。本件は議案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

請願第６号　宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願

○**宮城克　委員長**　次に、継続審査となっております請願第６号　宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

陳情第　９号　比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情
陳情第１５号　公契約条例の制定を求める陳情
陳情第３１号　公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

○**宮城克　委員長**　次に、継続審査となっております陳情第９号　比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情、陳情第15号　公契約条例の制定を求める陳情、陳情第31号　公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情、以上３件を一括して再び議題といたします。

お諮りいたします。本３件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたし

たいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**宮城克　委員長**　御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○**宮城克　委員長**　休憩いたします。（午前１０時４７分）

○**宮城克　委員長**　再開いたします。（午前１０時４７分）

○**宮城克　委員長**　以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

（閉会時刻　午前１０時４７分）